

第3回道路のデザインに関する検討委員会

平成29年6月28日

【沿道環境専門官】 それでは、皆様、おはようございます。多少、時間、定時から早うございますけれども、皆様おそろいでございますので、始めたいと思います。皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第3回の道路のデザインに関する検討委員会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、国土交通省道路局環境安全課の五十川でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、報道機関の皆様申し上げます。カメラ撮影はこの後の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、道路局環境安全課長の森山よりご挨拶申し上げます。

【森山委員】 皆さん、おはようございます。今日は3回目になりますけれども、道路のデザインに関する検討委員会に、足元が悪い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回で全体的なところをお示しし、ご意見をいただいて取りまとめにしたいと思っております。大きくは2つあるわけでございますけれども、道路のデザイン指針の関係、それから、道路附属物ガイドラインでございます。前回委員会でのご意見、それから、ボリュームがあるものですので、これを全部見てくださいというわけにいかないものですから、事前にも配付させてもらいながら調整をしてまいりましたけれども、今回、全体をお示しをし、またご意見を賜ろうと思っております。

こういった道路のデザイン、特に維持関係とか、修繕とか、防災関係、そういった場面で、日常多くの工事が行われていると。そういうところで適用していこうというのがこの附属物の関係でございますが、その折には、例えば道路の附属物の製造メーカーですとか、それから路面表示をされているところの業界の方だとか、それから、舗装をされた方とか、そういうデバイスといいますか、そういったものを供給されている方と、それがないと使えないと。逆に、どういったものを使いたいかわからないと、供給してもらえないというわけでございます。そういう意味でいきますと、今回のこういった指針ですとか、ガイドラインがそのインタープリターといいますか、つなぎ役になるということを思いながら

やっております。

いろいろな意味で、道路をつくる、また管理する側、それから、素材を提供する民間の方がうまく連携しながら、いい道路空間、都市空間ができることを祈念しております。本日は、忌憚のないご意見をよろしくお願ひいたします。

【沿道環境専門官】 それでは、カメラによる撮影はこれまでとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様のご紹介ですけれども、お手元の資料1に配付させていただいております委員名簿と配席図、この配付をもってかえさせていただきます。

なお、本日は、所用のため、名古屋市緑政土木局、西尾委員の代理といたしまして、道路維持課の渡邊係長にお越しいただいております。また、オブザーバーとして国土交通省都市局より出席をいただいております。

それでは、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。大きなクリップを外していただきますと、上から議事次第の次に、資料1として、先ほどもお話ししました委員名簿と配席図、資料2として、1枚紙で「改定の方向性」、資料3といたしまして、「指針(案)」と、その「解説の改定(案)」、資料4として、「道路附属物ガイドラインの改定(案)」、資料5といたしまして、「役割と使い方(案)」、資料6として、「今後の進め方」というものでございます。

また、「道路デザイン指針(案)」や、その解説、防護柵の整備ガイドライン——現行のもの、等につきましては前回同様に準備をさせていただきました。漏れている資料等ございましたら、お知らせをいただければと存じますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、続いて、議事に移らせていただきたいと存じます。議事の進行につきましては、天野委員長、よろしくお願ひいたします。

【天野委員長】 それでは、これより議事を進めさせていただきます。

それでは、まず改定の方向性と改定原稿(案)についてということで、これは道路のデザインから始めたいと思いますが、皆さん、これだけ厚いのです。ということでございますが、一度、前回の委員会の後、委員会のご意見に従って修正した後、さらに委員の皆様方に送らせていただいて、ご意見をいただいて、先週の半ばまでに直して、先週の金曜日に私も打ち合わせで一応見ておりますので、かいつまんで重要な点、直した点の説明になるとと思いますが。

まずは、①の「道路のデザイン—道路のデザイン指針(案)とその解説—」について、

事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 国土交通省道路局環境安全課の課長補佐をしております竹村でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に、今回、取りまとめいただくもののクレジットにつきましてご質問をいただいていた件がございまして、それをまず簡単にご説明させていただきます。今回の指針（案）解説とガイドラインにつきましては、委員会のクレジットで取りまとめいただきたいと考えております。資料3、資料4の表紙にも委員会の名前を記載させていただいております。国交省や道路局の名前は表紙には出てまいりませんが、後ほど資料5で説明いたしますが、特記仕様書でありますとか、共通仕様書に位置づけるということをもって実効性を担保していきたいと考えております。

それでは、資料を使って説明をさせていただきます。まず資料2、A4の1枚紙をごらんください。こちらは改定の方角性ということで、上半分で道路のデザイン、指針（案）の解説につきましての改正のポイント、それから、下半分でガイドラインの修正のポイントを示しております。下半分につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

まず（1）番の指針（案）解説の修正のポイント。これは、現在の指針、黒本ですけれども、そこからの修正点のポイントを大きく5つ示させていただいております。1つ目、①番ですが、今回、改定を行っておりますが、全体のバランスを考慮しまして最小限の加筆・修正にとどめたいと考えております。

②番、近年の動向から記載内容を充実、補足するというところで、例えば幅員構成の再構築の事業が多く行われてきているということ、もしくは道路協力団体の制度ができたというような、この10年間程度の動きを踏まえたリバイスを行うということを行っております。

③、④につきましては、委員会の中でもご意見をいただいておりますが、災害復旧における景観配慮の考え方を記載すべきだ、また、暫定供用の際の残地の考え方も記載すべきだということで、そういったものを記載しております。

それから、⑤番、舗装についてはこれまで記載がございませんでしたが、景観配慮の考え方を追記すべきではないかというご意見がありましたので、具体的には資料3でご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3をごらんください。少々分厚くなっておりますが、全体の体裁としまして、前回は紙を横に使ってございましたけれども、附属物ガイドラインとセットで使用い

ただきたいという目的もございますので、今回、A4縦に体裁をそろえさせていただきます。

また、いろいろな文字の色を使っておりますけれども、もともとの黒い本の文字は黒い色、それから、前回、第2回の委員会までの修正を赤色、それ以降の修正を青色ということで、凡例のとおり修正してありますので、お含みおきいただければと思います。

時間がございませんので、主な修正点のみ説明させていただきたいと思います。1枚、表紙をおめくりください。今回の検討会の委員名簿を記載させていただいております。また、めくっていただきますと、目次を示しておりますが、本日の資料につきましては、改定箇所をピンク色で網がけをしております。

1枚めくっていただきますと、「はじめに」というページがございます。これも、変えるべきところは黒字以外のところがございます、「はじめに」の裏面でございますが、青で幾つか記載させていただいております。前回からの経緯の部分でございますが、道路デザイン指針（仮称）検討委員会の検討によりまして、前回、平成17年に指針（案）を作成、また7月にはその解説が刊行されたということでございます。

それから10年以上が経過しまして、景観やデザインに配慮した道路整備が一定程度進んできた一方で、内容の更新や充実が必要な部分が見受けられ、時代に合わせた見直しが必要となってきた。そこで、今回の委員会を設置いただきまして、28年度より検討を行って部分的な改定を行ったという経緯を記載しております。

そして、その隣のページでございますが、前回の道路のデザイン指針（仮称）検討委員会の名簿を載せさせていただいているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。原論編につきましては、今回は修正の必要はないと考えておりますので、前回のものをそのまま記載しているというところでございます。このため、原論編、少し飛ばさせていただきます。

その後、実践編に入りまして、40ページ目をごらんください。40ページ目、道路デザインの目的と対象が書いてある部分ですが、平野委員からご指摘のございました災害復旧についても、道路デザインに配慮した対応を検討すべきではないかということで、この40ページの下の部分に1行追加するとともに、次の41ページ目をごらんください。

この41ページ目で、災害復旧に当たっての基本姿勢、それから②番、景観的な留意点ということで、大事なところを記載させていただいております。①番のところでは、災害復旧は、原型復旧が基本とされておりますが、地域の将来の姿がプランとしてあって、そ

れが実際に地域における同意を受けているような場合は、その実現を図ることが望まれるということ。また、具体化したプランがない場合でも、地域との協議の上で実現を図ることが望ましいということ、そういったことを①番に記載しております。

また、②番、留意点でございます。迅速な対応を理由とした安易な判断は避ける必要があるということでありまして、また、現位置での復旧にこだわらず、ルート変更を含めて検討することで、景観への配慮のみならず、コスト、工期の節約につながるという可能性もあるんだということ、ここに記載いたしております。

続きまして、42ページ目でございます。道路のデザインの方向性という項目でございますが、空間機能の一環の意味合いとしまして、(1)の最後のあたりですが、自然環境が有する多様な機能、生物の生息・生育する場の提供でありますとか、そういった自然環境の機能を道路に取り込み、活用することで、道路の機能をより強化、そして豊かにすることが期待されるというような、近年の議論をされていることをここに記載させていただきました。

また、(2)番のところでは、少々簡潔に文書表現し直しているというところがございます。

また、ページをめくっていただきまして、43ページ目です。特別な景観的配慮が必要な地域を(4)番で記載しております。景観重要公共施設に指定された道路でありますとか、日本風景街道の主な道路など、10年間を踏まえた修正をこのあたりで行っているところがございます。また、一番下の赤い字のあたりですが、文化財や史跡、旧跡等の周辺の道路は景観的配慮を行うことが基本であるということ。また、歴史的価値のある石積み擁壁でありますとか、そういったものは貴重な財産であるという認識、そして、その構造や外観の保全を行うことを基本とするということ、このあたりで記載しております。

ページ、少々飛びますが、91ページ目をごらんください。道路と沿道の一体整備という項目でございます。これも、一番下のあたりに赤字、青字でそれぞれ記載をしておりますが、沿道まちづくりと道路区域のデザイン等を一体的に行うような取り組みも重要だということ。また、道路協力団体でありますとか、エリアマネジメント組織、そういったものの維持管理への協力を行っていただくということもでございます。市街地の再生、活性化を図る重要な方法の1つだという認識を、ここで記載しております。

続きまして、93ページ目をごらんください。93ページ目でございますが、これまで4-4-3という項目で幅員構成の再構築を書いておりますが、4-5ということで、

1つ、大きな項目として再構築の説明をしたいと考えております。

(1) 番の最後のあたりですが、都市再生、観光地や中心市街地活性化等の課題への対応ということで、再構築が有効であるということ、積極的に取り組むことが求められているという時代背景を記載しております。

また、(2) 番ですが、歩車道区分を排して自転車、自動車、歩行者が相互に配慮しながら道路空間を利用するというような近年の考え方、それから、幅員構成の再構築とあわせて沿道等の一体整備を行うことで、より良好な空間を創出できるというようなことをこのあたりで記載しております。

続きまして、99ページ目をごらんください。設計・施工に当たっての基本的な考え方でございます。ここの部分では、四角の枠囲みの中を修正しております。この四角の枠囲みの中につきましては、別途、通達で関係部署に通知をするということを考えております。管理段階を考慮した対応が重要だという話がありましたので、これはこの箱の中に書きたいと考えております。

また、(1) 番でございますが、青字の部分、図面上で考える設計と、実寸で対応する現場とはどうしてもそごが生じるんだということ。このため、常にフィードバックを忘れずに、必要に応じて段階をさかのぼって、その内容まで見直すということが必要だということに記載しております。また、(2) 番、地域の自然・歴史・文化に対する配慮などを追記しております。また(4) 番、管理段階を考慮した対応ということで、管理水準や維持管理の作業などを考慮した設計・施工を行うことは、良好な道路景観を維持するためにも重要であるという認識をここで記載をしております。

108ページ目をごらんください。擁壁・腰石積みの項目でございます。真田委員からもご指摘がございましたが、その留意点としまして、自然石にはそれぞれ特徴があって、立地環境にふさわしいものを採用することが望ましいということ。それから、石材の自然らしさが生きるのは空石積みであって、技術や安全面を考慮しながら、状況によっては積極的に選択したいということ。そういったことをこのあたりで記載をしております。

また、次のページをごらんいただきますと、補強土壁や大型ブロック積擁壁につきましても、それ自体が目立たないように工夫することが重要であるということに記載しております。

110ページ目でございますが、のり面の表面処理についての項目でございます。(1) 番、切土のり面緑化の項目では、植生工に関しまして、将来の推移の可能性も十分に見き

わめた上で植生工を検討することが必要であるということを記載しております。

また、111ページ目に、のり面保護工としてもそのあたりの記載がございまして、管理段階の手当てを含めた検討が必要であるということ、壁面材を利用した長大な急傾斜の緑化は不自然であるため、通常の土工のり面に腰石積などを併用するほうが自然であるということ、このあたりで記載をしております。

127ページ目をごらんください。車道・歩道及び分離帯の設計の項目でございます。この項目自体は、前回から、もともとございましたが、舗装の項目がございましたので、5-5-1として舗装を新たに記載しております。まず、箱書きの中ですが、車道・歩道の舗装は、交通機能や空間機能などに加え、環境や地域景観に配慮したものとする必要がありますという認識を記載しております。

その上で、下の解説の部分、(1)番ですが、舗装の機能としては、道路表面の大部分を占めることから、道路空間の環境や景観に配慮することが必要であるということ。また、雨水等の地中への浸透や、騒音の低減といったものへの配慮も求められるんだということに記載しております。

(2)番では、車道の舗装ということで、景観を引き立たせる控え目な存在となることが求められているということ。また、コンクリート舗装は、留意点はあるものの、明るい印象や、また耐久性もあるということで、沿道景観の色調によっては有効な場合もあるんだということに記載しております。また、カラー舗装につきまして、必要以上に鮮やかな色を用いることは景観的に望ましくないということ、バランスを考慮した適切な色使いに心がけなければならないということ、あと、またこの後出てきますガイドラインを参照すべしということ、ここで記載しております。

(3)番、歩道の舗装に関しまして、赤字で書いてありますが、安易な模様張りなどは行わないということに記載しております。

また、(4)番、歩車共存道路等の舗装ということで、視覚的な方法でありますとか、ランプなどによって自動車の速度抑制を図ることがございますが、こちらにつきましても、必要以上に目立たせることなく、控え目なデザインとするということに記載しております。

130ページ、ごらんください。植樹帯の配置と植栽設計の項目でございます。ここも箱書きの中を修正しております。防災や環境保全等、緑化の機能を考慮するということ、指針の中にも追記をしております。また、植栽に関しましては、平成27年3月に道路緑化技術基準を変更しまして、画一的な植栽構成とならないように改正したということがご

ございますので、そのあたりを踏まえての修正を行っているところでございます。

140ページ目をごらんください。道路附属物等の設計の項目でございます。(1)番、交通安全施設等のデザインの留意点ということで、これも赤字でいろいろ修正をしておりますが、集約化、もしくはそのもの自体の撤去をすることも、検討としては大事であるということ記載しております。

(3)番でございますが、公共建築物における木材利用の促進のための法律などができておりますので、そういったことに基づいて木材の利用促進を図るということを記載しております。

146ページ目をごらんください。植栽の設計の項目でございます。植栽の景観効果として沿道環境の改善などもございますので、そういったものを追記するとともに、このような植栽が有する多様な機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとするのは重要な観点であるということ、このあたりで記載しております。

149ページ目、ごらんください。先ほど申し上げた緑化基準の改定などの考えに基づいて、ここも記載をしております。(1)番、交差道路での視距確保を考慮する必要があるということ。それから、(2)番、列植並木とランダム並木についての記載などをここでしております。

151ページ目、ごらんいただきますと、(7)番のところで、草種の取り扱い。草花ですけれども、そういったものは地表を覆って美しい花を咲かせるということで、積極的に取り入れたいという一方で、管理に手間がかかるということで、こういった草種を用いる場合には、地域による管理体制を整えるということが大事であるということ、ここで記載をしております。

153ページ目、ごらんください。(3)番、植栽基盤の要点という項目でございます。植栽が持つ各種効果をいかに発揮させるためにも、植栽基盤の確保というのが必要であるということ。

また、(4)番、生育に対する対応ということで、空間にふさわしい植栽の樹種選定をする必要があるということ、このあたりで記載しております。

158ページ目をごらんください。158ページ目、色彩の設計の項目でございます。(3)番、色彩選定における留意点のところ、最後のあたりですが、道路附属物の場合ということで、路線、あるいは地域等の色彩計画や周辺の景観を念頭に置いて選定する必要があるということで、これは、この後出てまいりますガイドラインに示しております色

をここでご紹介を差し上げているところがございます。

160ページ目、ごらんください。こちらは、暫定供用を予定する道路の設計に関する項目でございます。暫定的に生じた余裕幅の処理の項目を（3）番として記載しております。暫定供用の期間に生じる余裕幅につきましては、路面空間は裸地のまま放置することが多くなっております。また、ブルーシートで覆ったり、コンクリートでシールするなど、こういったことは景観上好ましくないという記載。それから、完成形の計画が確定していない場合で、片側車線を供用する場合などは、完成形で造成せず、地域景観とのなじみを図るというようなこと。また、中央帯に既存の樹林を残すことによりまして、良好な道路景観が形成されやすいんだということ。また、完成形が確定している場合ですけれども、そういった場合でも、緩やかにアンジュレーションをつけるなどの造成をすることによって、これも景観的には有効なことが図れるんだということを記載しております。

164ページ目、ごらんください。こちらにつきましては、施工時の対応の項目でございます。164ページ目、（5）番でございます。細部のおさまりということで、設計上、あらわれなかった微妙な地形などの状況を把握して、施工の際には細部のおさまりを検討する必要があるということ。基盤の曲面などになじむように舗装材のピースを確保すると、そういう具体的なことも例示的に記載しております。

また、（6）番、施工時の周辺地域への配慮と仮設物ということで、仮囲いでありますとか、立ち入り防止柵、ラバーコーン、植栽、そういったものへの注意をこのあたりで記載しております。

166ページ目、ごらんください。無電柱化の項目も以前から記載がございましたが、無電柱化推進に関する法律が制定されておりますので、そのあたりを追記していたり、また、交差点部の横断方向に電線類が残って景観を阻害するような、そういった景観的效果を半減させるような問題も見受けられるということで、具体的に記載をしております。

169ページ目をごらんください。維持管理の項目でございます。（1）番につきましては、佐々木委員のご指摘を踏まえて修正を入れております。管理の基本的な考え方ということで、道路の整備、デザインによって生み出される「価値」と比較して、妥当な管理をするということが大事ではないかということで、特に質の高い景観への配慮が求められるような区間では、地域と連携しながら対応するということを記載しております。

また、下のほう、（4）番でございます。時間経過に伴う管理の項目では、更新整備等がこれから増えてまいります、そういった場合でもデザインの方向性を継承する必要がある

るということを記載しています。

また、隣の170ページ目でございますが、植栽、石・レンガ、そういったものは、新たに作る、新規のものとはかえがたい時間の蓄積による風合いなどの価値が生じるため、通常の管理とは異なる対応が求められるということを記載しております。

172ページ目でございます。関係者との協力体制の構築の項目でございます。こちらでも以前から記載はございましたが、ボランティアサポートプログラムというような以前からあるものだけではなく、平成28年の道路法の改正によりまして、道路協力団体の制度が創設されました。こういったものとの協力体制の構築、エリアマネジメントとの連携、また、風景街道パートナーシップと、より多様な協力体制を構築していくということが望まれているということを記載しております。

184ページ目、ごらんください。景観アセスメントの実施の項目でございます。箱書きの中を少々修正しておりますが、これは前回から比べますと、平成19年に通知がまた別途出されておりますので、そのあたりを踏まえた修正をここで行っております。説明は以上でございます。

【天野委員長】 ありがとうございます。少し急いで、駆け足の説明になりましたが、主として前回委員会の後、修正した部分、先ほど言いましたように、これに対するご意見を反映させて修正したつもりでございます。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。ご質問とか、ご意見等がございましたら、よろしくをお願いします。

【佐々木委員】 ちょっと、最初、確認ですが、このスピードで、今ここでというのはあれですが、もう一回、これ、熟読させていただくチャンスというのはあるのでしょうか、この後。

【天野委員長】 多分、事務局とも話したんですが、今日のこの2時間で全部ご意見をいただくのは無理なので、作業の進捗もあるので、会議を終わった後、ここでお話を伺うと同時に、1週間程度、その間にいただいた部分で、根幹にかかわるようなご意見であれば、今日いただかないとどうしようもありませんが、1週間程度でご意見をいただいて、それに対する修正は、できれば後でお諮りしますが、私に一任していただくということでやらせていただきたいと思いますので。

今日、気がつくところを可能な限り言っていて、見残した部分については、1週間程度、ご意見をいただく時間をとろうかと思っています。

【佐々木委員】 ありがとうございます。

【平野委員】 よろしいですか、もう一つ、確認なんですけど、事例写真がやっぱり古くなっているものがすごく多い気がするんですが、その辺の全般的な対応はどのようにお考えなのかというところを教えてくださいませんか。

【沿道環境専門官】 事例写真、確かに今その現場で撮ると状況は変わっているという写真は多々あるというのは認識しておりますけれども、ただ、イメージとして使えるようなものは引き続き使わせていただきたいと思います。

【平野委員】 いや、そういう意味じゃなくて、時間がたって変わっているという意味ではなくて、例えば沿道との協働というときに、今どきやらないような再開発とかセットになっているのが出ているんですけども、そういう意味での、中身としての古さです。ぱっと見たら、女川のやつは入れていますけれども、ほかのやつはそういう新しい幅員構成の見直しなんかもあちこちで行われていて、すごくいい事例もあるのに、そういうのが全然取り上げられていませんし。

【沿道環境専門官】 そうですね、可能な限りは対応したいと思います。申しわけないですけども、そういったもの、お気づきの点があれば、ご指摘をいただければと思います。

【平野委員】 じゃ、個別にこれはこの事例に差しかえるみたいなことを言っていけば大丈夫ということですか。

【天野委員長】 はい、現時点でも、気がついて、写真が間に合ったやつはかえています。ちょっと古いけど、ほかの事例にすると、かえて意味がわからないのは、あえて残しているのもあります。ただ、現時点で探し切れなくて、差しかえられていないのもあります。

【平野委員】 了解です。

【天野委員長】 こういうのがいいなというのがあれば、今日でもいいですし、後でも言っていただければ、探して、差しかえてもいいし、もし平野先生がお持ちならば、この写真あげるよと言っていただければ、コピーライトをつけて使わせていただきたいと思います。

【佐々木委員】 内容についてよろしいですか。

【天野委員長】 どうぞ。

【佐々木委員】 160ページのところで、暫定供用を予定する道路の、この一覧のほ

うでは、2段落目で平面的な残地について記載しており、この追記で十分であると考えるところで書いてあるんですが、それは完成形の景観が確定しない場合でという、この5行のことかと思うんです。ちょっとこれも、やはり中央帯に既存林を残す等とかいう、山間部での話であって、平地や農地があるような田園部に広いバイパスをつくって、でも、それ暫定で、半分放ったらかしというところについてを、私は極めて重要視しているんですが。

全くそれのように読めないで、ここについては、ちょっともう一工夫していただきたいなと思う。これはあくまで造成をしていくときの話で、造成をしていくときの平面のラインの暫定供用の話だと思うんです。というのが、これは。

【平野委員】 自専道のイメージではなく、都計道のイメージ。

【佐々木委員】 自専道でなく、都計道とか、いわゆる国道、県道レベルのバイパス等です。ここはちょっとお願いしておきます。

【沿道環境専門官】 検討させていただきます。ご相談もさせていただきたいと思いません。

【平野委員】 細かいことは後で、じゃ、お伝えすることにして。大事なところで、設計から施工に移っているときに、デザインの継承はすごく大事だと、言葉ではあちこち書いてあるんですけども、例えばここにデザイン監理業務を出すなどとか、一言業務名が書いてあると、事務所だとか、市町村だとか、現場のほうで、ああ、こういう業務を出していいんだということになってうまくいくんですが、そこまでは踏み込めませんか。

【沿道環境専門官】 建築の世界では当たり前だと思うんですけども、なかなか土木の世界で、そこは、ここで即答はちょっとできないとは思いますが。

【平野委員】 結構、ディテールで現場に渡っちゃうと、実は国交省のケースなんか担当官も異なりますので、施工会社のほうが、こうやったほうが楽に施工できるし、安いですよみたいなことを技術提案されると、すぐに認めちゃうんです、ああ、いいね、それとかいって。それで変わってってしまうというのは、かなりまずい。それをとどめておくには、デザイン監理業務がきちんと出されていて、ちゃんと組織体制として継承されると。どれだけ継承するのが大事だよと言ったって、業務としてきちんと組まれていなければ、やっぱり動かないので。デザイン方針にそぐわないVE提案をどうやって防御していくか。デザイン提案を継承しながら、ちゃんとVEしましょうねというような話にしていかないといけないと思うんです。

だから、その辺の話が、デザイン監理業務と書くことをまず検討いただきたいんですが、

そうでなければ、VEをやるときも、ちゃんとデザインの意図がどうであったかきちんと踏まえた上で、それに沿うようなVEしましょうねとかね。そういう、ありがちなケースをきちんととめておく記述の仕方だとか、一工夫も、二工夫もまだできる気がするんです。ただ、やっぱり業務を、具体名を書きただけなのが一番ありがたいと思います。

【佐々木委員】 よろしいですか、関連して。各地方整備局さんは、景観アドバイザーとか、そういう体制を持っておられるので、景観アドバイザーの確認を得るとか。実際、私、中部地整さんは、わりと工事、どんどん進んでいく段階でも、あるいは詳細設計が出た段階でも、個別にいろいろご相談に来ていただくこととかありますので、そっちは書けるんじゃないですか。

【平野委員】 それは書けますでしょう。

【佐々木委員】 デザイン監理業務という名前が出るのは、すごく素晴らしいと思いますが。

【森山委員】 各地整で、公共工事で規模が大きい分は、最初の段階で景観チェックして、途中段階でも見ましようというふうになっているんです。だから、平野先生がおっしゃったのは、業務ではなくて、直轄は一応その仕組みがあるので、そこをしっかりと使いましようというのは書けるんですね。ただ、小さい分になると、その適用外だとか、それから、あと自治体の分とかになりますと、結構バリエーションがあるんです。

静岡とかは多分景観委員会のようなものがあるじゃないですか、天野さんが入っていたいて。そういうようなのがあれば使えばいいし、そういったものをつくっていきましよう、そういうふうを書くほうが現実感がありますね。デザイン監理業務という自体が、あまり土木の場合にはやっていることが少ないですね、建築と違って。

【平野委員】 だから、そこを広めていかないと美しい道路はできないと思っているんですが。

【森山委員】 建築の世界とは違って、どういう業務になるかということを決めてあげないと、多分出さないと思うんですね、そういう例が少ないので。デザイン監理って、監督の監でしょう、イメージがね。それは、そういうものをもっと事例を積み上げて例をつくってあげないと、ぼろっと書いても意味がわからないんだと思うんですよ、土木の場合でいきますとね。

【平野委員】 それなりに事例は積み上がっていると思うんですが。

【森山委員】 あるんですか。だから、業務で出すというよりも、局全体でデザイン検

討委員会があって、そこに諮って、ご意見をもらうという感じでやっているのが多くて。

【平野委員】 要は、多いのは委員会があって、デザインの設計を検討しているときにその委員会があって、施工に入っても、その委員会が継続しているときに、委員会の運営だとか、現場対応だとかの業務としてデザイン監理業務を出しているケースが結構多いです。なので、デザイン監理と言いながら、実は委員会の事務局を半分やっていて、半分はこの現場の人と話をして、こういう問題があったんですけど、委員会に出すみたいなケースもあるので。そういうのは、すごく事例は多いと思いますよ。

【天野委員長】 実質的にデザイン監理をできるようなシステムをつくっているということだね。デザイン監理業務というのを前に出していくわけではなくて。

【森山委員】 継続的に、最初のコンセプトを生かせるような、そういったことに気を配っていこうということが重要。それで、その1つの例として、既存の景観委員会があれば、別途、橋ごとにデザイン検討委員会をつくっていて、そこが詳細設計をやりながら、ずっとフォローしてもらおうというのがありますね。名前が、詳細設計の一部にはめ込むとか、いろいろなパターンがありますね。

【平野委員】 要は、その辺のノウハウが全国の道路技術者に広まると随分変わるので、少し踏み込んだ記述をしていただけるといいのかなと。デザイン監理業務という名前を出さないようにしても、こういう体制を組んで、こうやってうまくやっているケースがありますよというような。

【天野委員長】 それは、ある意味、さまざま計画とか、設計とか、7章の道路デザインのシステムというところがあって、これは今回ほとんど手をつけていないんですが、このどこかにそういう支障のない形で組み入れられませんか。何も国交省がやりづらい書き方をする必要はないんですけれども、今みたいな運営も含めて、うまく委員会を使って、こういうことをやるという提案があるよと。

書き過ぎてしまえば、本来デザイン監理業務を出すのが好ましいけれども、なかなか厳しい場合は、こうこう、こういう方法があるみたいなのが、このデザインシステムだと、今日ご説明いただいた一貫性の確保で、方針の明確化、検討体制の整備ですかね。

【森山委員】 177ページのところの表現を何かもうちょっとバリエーションもあるので、これは直轄でよく景観委員会で議論しましょうということが書いてあるんだけど、そこら辺をもっと幅広く書くということでしょうかね。やっぱり、できるまで5年、6年とかかかりますものね。

【平野委員】 それを言うと、内務省時代のようにプロジェクトの目鼻がつくまで、担当官をかえるなどというのはほんとうに思いますけどね。昔は、ちゃんと目鼻がつくまで、責任持って1人の人間がずっといたんですけどね。

【森山委員】 それがベストでしょうね。

【天野委員長】 それは、ここで書ける気がしない。だから、ちょっと今回、今までは手をつけていないんですが、この177ページのあたり、少し森山課長もよく実情をご存じだと思うので、実情に即して、平野委員がおっしゃるような方向に少しでもベクトルが振れるような表現をつけ加えていただけませんか。

【森山委員】 既存のものがあるなら、それを使いながら、ないときはつくっていくとか、全体の組織をずっと見るような。単独じゃなくても、景観検討委員会というのは整備局ごとだとか県にあたりしますので、あればしっかりそれを使っていくとか、ない場合にはつくっていきましょうと。それとは別に、プロジェクトごとに、やっぱり専門に委員会をつくっているところがありますので、そこはそこをちゃんと使っていくとか、そういったことをちょっと書き込んでいくことでしょうかね。

【天野委員長】 それ、検討してください。

はい、どうぞ。

【真田委員】 それに関連して、先ほど平野先生が、全国の道路技術者の意識がこれによって変わらばという話があったんですが、それもあと思うんですけども、と同時に、設計が終わった後も、ずっと委員会を続けるような予算をちゃんととってこれる根拠になるような文言をちゃんと入れておかないと、多分、何でそんなことをいつまでもやるの、みたいなことになりがちなので、地方で話を聞いていると。なので、予算をとってくる根拠になるようなことをしっかりちゃんと書いておくということが、1つ、重要なのかなと思います。

それと、もう一つ、それに関連して、99ページのところで、箱書きの中は特別に通達で出すというふうに先ほどおっしゃられたと思うんですけども、その99ページの箱書きの中を見ると、結局何を言っているのか、ちょっとよくわからない状況になっています。一貫した考えで進めるというふうに書いてありながら、現場の条件が変わったら変えられるんだみたいな、解釈によって弱くなってもいいみたいな感じに見えるので、もう少し具体的にここはしっかり書いたほうがいいのかと思いました。配慮とか、対応とか、結局人によって全然解釈が真逆になりそうな表現になっているのが気になります。

【天野委員長】 箱書きを変えろということですか。

【真田委員】 箱書きの中をもう少し具体的に。

【天野委員長】 解説を読んでいただくというのではだめだと。

【真田委員】 箱書きだけ特別に何か別で出すというふうに、先ほどおっしゃられましたよね。

【森山委員】 ここが通達になると。

【真田委員】 はい通達で。

【森山委員】 ただ、バリエーションがいっぱいあるので、決めた分は絶対これで行くんだというほど自信がない方針もあるし、そうかといって、ころころ変えちゃいかんということではありますね。でも、なかなか個別では。

【天野委員長】 逆に、こういうふうにしちゃうと、それに反せなくなりますけど、つまり、ものすごい縛りますよ。ここで例示して書きちゃうと、それ以外は許さないということになっちゃうので、箱書きに書いた条件で手足が縛られることになるので、実は役人の箱書きって、箱書きはわりと緩く書いておいて、何言っているのと言われたときは、解説を読んでくれというのがわりと基準の一般的なので。箱書きに書きちゃうと、それに反せません。だから、こういうところ……。

【真田委員】 そうなんですけれども、これは方向性すら示していないと思うんです。どっちにでも解釈できるような。

【天野委員長】 どっちに示しましょう。

【真田委員】 なるべく一貫した考えでという方向で、それでも、それだけではないということのほうを少し弱くしないといけなくて。今、後半のほうが何か、結局……。

【森山委員】 でも、最初の2行が一番重要で、後の対応も重要なので、最初のほうが重要なんです。「も」というのが弱いので、2段落目のほうが弱い。

【真田委員】 ちょっと、それは、私には役人のあれはわかりませんが。

【沿道環境専門官】 基本は書いてあって、下のほうを見ていると、変化した場合は、そこは柔軟に対応するという余地は残しておこうと。変化した場合というトーンになってはいると思うんですけれども。

【真田委員】 ただ、管理段階を考慮した対応も重要であるとかってというのは、それ自体はほんとうは管理段階を考慮しましょうという話として書いてあるんだけど、例外として書いてあるというふうには読めないのです。

【平野委員】 ここ、先ほど私がちょっと申し上げた、後から出てきたVEとかによって一貫性が崩れることを逆に支援する内容にもなっているのです。

【真田委員】 ですよね。

【平野委員】 本来は、管理段階を考慮したことを構想・計画時からちゃんと考えてやるのは当たり前の話で、ここの箱書きで確かにわざわざ付記がある管理段階についてあったら対応しなさいよと書いてあるの、確かにちょっと違和感があります。逆に言うと、そんなのは当たり前の話で、瑕疵があったら傷を潰すのは当たり前なので、そこは言わずもがななんじゃないのという気もする。一々書く必要ない項目のような気がするんですけども。

【天野委員長】 こういうことでいかがでしょうか。箱書きの中ですが、ここで完全に決定はしませんが、構想・計画時からのとけつが書いていないので、構想・計画時から完成段階まで考慮した一貫した考え方で道路デザインを進める。つまり、管理段階を考慮して上へ入れちゃう。また、現場条件の変化への適切な対応や、施工時の仮設構造物による景観改変への配慮も重要であると。つまり、管理段階を考慮した対応は、1文目に入れる。つまり、構想・計画時から管理段階までを考慮した一貫とした考えとして、「また」以降は、条件の変化とか、仮設構造物の景観改変だけにとどめるということはいかがでしょうか。

【平野委員】 賛成、さすがです。

【天野委員長】 ほかにご意見、いただけますでしょうか。細かいことでも、気がついたことがあれば言っちゃっていただいても。後でちゃんと見てもらって。

【平野委員】 じゃ、ちょっと、大きいことを1つだけ。これは、先ほどの検討体制等々の話にもかかわってくるんですけども、本来だったら、事例編に4をくっつけて、最近の幅員構成を見直して、地元も巻き込みながら上手に検討体制も組んで、事後評価もしながら、施工時もディテールをちゃんと詰めてやっているようなケースが書いてあって、何とか委員会があって、何とか業務が出されたと。そういうのがちゃんと出ていると、ああ、何だ、あそこでやっているんだ、みたいな話になるので、本来は、そういう幅員構成を見直した事例編4を加えていただくのがいいかと思うんですけど、それは無理ですね。

【沿道環境専門官】 そんなに時間はたくさんあるわけではないんですけども、後ほどスケジュールもお話ししますが、1カ月はあると思うので、その中で対応できればやりたいと。

【平野委員】 そうすると、まずそういう事例で足場を固めていただくというのはい

かなとは思いますが、ちょっといい事例がぱっと思い浮かばないんですけど、そういう事例を丁寧に追っていただいて。そういうのは、多分国総研のほうでも調査していると思うんですね。

【天野委員長】 あたりであれば、時間がある限り入れるということと、後で一番最後に出てくるかどうかわかりませんが、おそらくこれが一定の形で出たときには、私が勝手に言っちゃいけないんですけども、国交省のほうでおそらく講習会等々をやられるときに、ここにおさめ切れなかった事例で、その後いいのが見つかったら、ぜひその講習会の中でこういういい事例があるぞというのを紹介していくという方法もあるなど。

ただ、それは講習会になってしまうので、行かない人はわからないということになるんですが。

【平野委員】 これ、講習会もやる予定なんですか。

【天野委員長】 多分、一般的にするには、文章等で一番最後で出てきますけれども、それ以外に、誰が話すかは別として、何回かは附属物編も何らかの形で講習会を。

【沿道環境専門官】 周知にも力を入れていきたいと思っていますけれども、具体的にいうところは、まだこれから考えたいと思います。

【平野委員】 あと、事例編で言うと、事例編3の福島西道路は個人的にはもうやめていいのではないかと思うんですが。実は、前回のときも、僕は福島西道路を取り上げることは反対したんですよ。かなりの特殊ケースで、道路そのものに反対運動もあり、それに対して道路事業としてはかなり踏み込んだ対応をなさって実現していった例なので、ほぼ参考にならないと言うとちょっと語弊があるんですが。

道路事情的には結構思い切ったことをなさっているんで、あまり堂々といつまでも並べておくのは。しかも、このようなことをやるケースは、これからはほとんどないと思いますので。

それであれば、さっき4つ目と申し上げましたけれども、福島西道路をやめて、新しい現代的な幅員再構成を住民と一緒に、デザイナーもちゃんと入れてやりましたよというケースを入れるといいのかなと思います。

【佐々木委員】 いや、私はごく特殊なケースであっても、こういうことをやったことがあるんだというのは、歴史的記録として載せておけばいいんじゃないかと思いますよ。

【平野委員】 でも、それは初版に載っているからいいだろうと。

【佐々木委員】 初版はやがてなくなりますよ。

【天野委員長】 多分、新たな事例を載せるのはいいとして、削るかどうかは、特殊かどうかは別として、既に載せる必要がないほど古い、こんなこと今さら言わなくても、みんなやっているとなっちゃったやつは削ってもいいと思うんですけれども。

【平野委員】 いや、こんな事業、もうないって感じです。こんな事業、もうやれないという。

【佐々木委員】 そんなことを言ったら、日光・宇都宮道路だってそうですよ。

【平野委員】 それはやりますよ。

【天野委員長】 それはわからないので、やれるかどうかは。

【平野委員】 なぜか、今回、三陸道でやっていないっぽいですがけれども、同じことをできますよ。だから、やる機会はあります。

【天野委員長】 やるかどうかはわからないので、例えば幅員構成の再構築にしろ、現時点でいい事例が見つかったとしたときに、それと同じ方法が5年後、10年後にできるかどうかはまた別問題なので、その時点でというのは入れておくべきだろうと思いますが、うまい事例で見つければ、この中に入れておくのはやぶさかではないですし、1カ月とかいう単位で見つからない。もしくは、何か見つかったとしても、到底載せられる状況にならない場合は、講習会等で対応させていただくということで。

【森山委員】 評価が確定して、それでいいでしょう。まだ評価が確定しない分は載せにくいだとかいうのがあると思うんです。だから、学会とか何かでぱっと発表して、周りの評価も決まっていれば書けるんですけれども、あれば入れるということで、また時間の関係もありますので。

【天野委員長】 なかなかいい例で、相当やっているという事例もきっとあるんでしょうから、どこかの目を盗んでとかね。そういうのは印刷物としてはいかがかと思うので、そういうことも含めて、その事例については。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【池邊委員】 今のところとも関係するんですが、99ページのところには総体的な道路デザインと書いてあって、177ページは先ほどの検討体制ということで、段階を追ったところに一貫性を置くべきだということは書いてあるんですけれども、この委員会でも、例えば福多委員とか、照明等、植栽等、全体のトータルなデザインというんでしょうか、今までだと部品、部品で出されていると、トータルなデザインの監修ができていない部分があるので、そこもデザイン監修というのは難しいんですけれども、デザインのトータル

なコーディネートといいますか、そこに配慮するぐらいの一言をどこかに入れられてもいいのではないのでしょうか。

今、銀座通りなんかもやっていますけれども、照明デザインだけ先にコンペになって、その後、今植栽をどうするかという話で。やはり、その町並みと、照明デザインと、植栽とが相互に相まってよりよいデザイン、道路として認識されるという、そのような考え方がどこかに含まれていると、と思います。

【天野委員長】 いかがですか。

【沿道環境専門官】 一貫性というのは時間軸ではなくて、空間としてのトータルなということですね。

【池邊委員】 そうです、はい、分野横断という意味ですけれどもね。

【沿道環境専門官】 わかりました、検討させていただきます。

【池邊委員】 よろしくお願いします。

【佐々木委員】 いいですか、次の話題に行って。

【天野委員長】 ちょっとごめんなさい。おそらく、1つは、この全体の構成でいうと、4章ぐらい、構想・計画のほうで地方部とか市街部で全体をトータルでやるんだよという話になって、設計になっていくと、どうしても個別構造物ごとに設計するのどという解説になっているので。

【池邊委員】 そうですね。

【天野委員長】 変更するとしたら、4章のどこかにトータルについては。

【池邊委員】 そうですね、4章に入れていただけるのであれば、そのほうがありがたいと思います。

【天野委員長】 今回は照明とかいろいろ増やしたので、その辺が4章にちゃんと入るかどうかはチェックをしていただけますかね。

【池邊委員】 よろしくお願いします。

【沿道環境専門官】 はい。

【天野委員長】 どうぞ。

【佐々木委員】 先ほどの事例の件なんですけど、事例編に関しては、「はじめに」の中にすごい簡潔に、一貫した努力のもとで道路デザインを实践した事例を紹介すると書かれているんですけど、できれば、本文の事例編の始まるところに、ここでの事例編の意味と、このデザイン指針が出た以降に国総研さんでまとめられた規範事例集がございますね。それ

とか、例えば、よろしければ、土木学会デザイン賞で、デザイン賞の対象として道路の評価などもしているの、幾つか参照すべき文献とか、こういうものがありますというのを事例編の始まる186ページのあたりに、一言、少し入れていただいて。

少なくとも規範事例集はぜひ参照していただくようなことがあるといいなと思っております。

【平野委員】 関連してよろしいですか。さっき植栽のところでも、記述として各種マニュアルが出ているのでとざっくり書いてあったんですけども、考えてみると、これ228ページ以降、一番最後のところに参考文献一覧で、きちんと文献リストがあるんですよ。ここをどう充実していくかというのが、今の規範事例集、佐々木先生の言っていたやつも含めて、ここをちゃんと充実させて、植生の部分も具体的本がわかるようにしていただけるといいのかなと思うんですよ。

なので、今回はここだけ改定しました、この部分は改定しないで初版のまま残っていますというのは、このタイミングで改定する限りは責任を持って全部アップデートしなくてはまずいと思うんですよ。今でも使える文言はいいんですけども、そうでないところは、やっぱりすべからくアップデートしていく必要はあるような気がするんですよ。

【天野委員長】 そうですね、先ほどの佐々木先生のご指摘のように、「はじめに」のときにどう入れるかは別として、事例編のことについては、事例編の最初の1の前に少し解説を入れると同時に、せっかく国交省にあった規範事例集はここに載っていない事例集という、それを書いていただくというのが1点。

もう一つが、参考文献。確かに参考文献で今直っているのは附属物ガイドラインぐらいなので、業界の基準だとか、参考図書の、先ほど出てきた規範事例集とか、それ以外、緑化に関する基準も本文に書いていないので、この参考文献はアップデートしていただけますか。それはよろしゅうございますか。

【沿道環境専門官】 はい。

【天野委員長】 ほかに。はい、どうぞ。

【池邊委員】 今の追加して、参考文献に道路緑化の技術指針、改定する前のが出ていると、灌木をいっぱい植えるとか、そういうことが書いてあるのを参考にされちゃうと、余計に現場の方が混乱するので、そこは留意して選んでいただければと思います。

【沿道環境専門官】 新しいものに入れかわっているものは、古いものは消すということですね。

【池邊委員】　　そうですね。

【天野委員長】　　ほかにございますでしょうか。
どうぞ。

【真田委員】　　細かい部分なんですけれども、41ページの災害復旧に当たっての基本姿勢のところ、こういう場所では原形復旧じゃないことを考えると書いてあるんですが、そこに、その次の次のページ、43ページの特別な景観配慮が必要な地域というのも、そういうところを参照するみたいな。

【天野委員長】　　そういうところ。災害のときに歴史的地区は参照しろ？

【真田委員】　　いや、じゃなくて、ここの、こういうところではちゃんと景観配慮が必要だというところを、ここで将来の姿が具体化したプランとしてありとかいう、何かざっくりした書き方しかしていないので、こういう地域ではというような具体例も入れたほうがいいんじゃないかということ。景観計画の中に具体的なその災害が起こったところがなくても、その地域全体の方向性が示してあるというだけでも、多分いいと思うので、何かもう少し、ちゃんと行政的な計画とか、そういうものもここにひもづけたほうがいいんじゃないかという意見なんですけれども。

【天野委員長】　　災害のほうですか。

【真田委員】　　はい。

【天野委員長】　　災害が起こったときに、災害を想定したところは別として、それらの景観計画があったときには続けるというのは。

【真田委員】　　例えば、東日本大震災みたいにすごい大規模な災害の場合には、一から全部考え直すということはあると思うんですけれども、例えばどこかで土砂崩れが起こったというときに、そこが自然景観を配慮するというふうに言われているのに、すごいコンクリートの擁壁になったりするということが結構あるので。そこは、でも、あまりにも普通の地域というか、ただ山の中の道ということなので、そこに対してすごい思い入れがあるわけじゃないけれども、全体として自然景観に配慮する地域というのは多分あるので。

【佐々木委員】　　それは②じゃだめなのかな。

【真田委員】　　ああ、②でも。

【平野委員】　　②のほうで、コストが下がりますよとメリットを示しながら、だから、もうちょっと景観的にもよくなるよという話が強調されているといいというのではダメなんですか。そんな感じ？

【真田委員】 そう、そんな感じですね。

【天野委員長】 景観への配慮のみならずなので、何といても1位は景観的配慮という表現なんだけれどもね。それは景観計画をやったときに、それにのっとれということですか。真田先生が何が不満なのか、よく私につながっていないので、わからないと直しようがないので。

【真田委員】 不満というより……。

【天野委員長】 ルート変更も含め、景観への配慮のみならずというのは、景観配慮は当然あるんだけど、こういうふうにするというのにつながる可能性もあるんだよと。

【平野委員】 書いてある。景観を大きく損なう行動となるって、ちゃんと書いてあるね。これじゃ、だめなんですか。

【真田委員】 いや。

【天野委員長】 これじゃだめだということは、どういうご不満があるんですか。

【真田委員】 いや、私はどっちかという1番のほうに気がなりました。①のほうの地域の将来の姿が実現可能なまでに具体化したプランとしてありというのが、ちょっと厳し過ぎるというのと、せっかく景観計画とか、ほかの行政的な計画があるのに、それに全く触れずにこういう表現をしているというのが、少し気になる。

【平野委員】 これは、でも、行政的に言うと、逆にそういう景観計画とか言わないで、構想とかプランという言い方をしているので、地元の方々がこんなまちにしたいよねとか、こういう地域にしたいよねと言っていたことでさえ、災害復旧のときに実現しちゃえということができる話で。景観計画と書いちゃうと、景観計画になっていないと、それができないということになるので、こっちのほうに緩い、何でもありな書き方になっているんですけど。

【真田委員】 何でもありなんですけれども、実際のちゃんとしたものがあって、プラス、何でもありにしたほうがいいんじゃないかと。

【佐々木委員】 実際にありは、この中に書いて。及びとかにするということ？

【真田委員】 そうです、そうです。だから、わかっていることだから書かなくていいというレベルの話じゃないとか、そういう改正をしていないじゃないですか、今回。誰にでもわかるようにつくりましょうと、改正しましょうと言っているもので、当たり前のことでも、別に繰り返して書いていいと思うんです。

【天野委員長】 例えば、そうすると、都市計画マスタープランから説き起こして全部

書いていくということになるんですよ。都市計画マスタープラン、地区計画、景観計画、何とか計画を含めてって、こうずるずると列挙する？

【平野委員】 いや、それで真田先生が言っていたのは、43ページには次章で述べる特別な景観的配慮が必要な地域のみならず、みたいな書き方をすると。

【真田委員】 そうです、そうです。

【平野委員】 もうちょっと広くやっていいのねというのが具体的にわかると。それはありなんじゃないですかね。だから、のみならず、こういうことを考えて、災害復旧にあってもやりましようと思くと、より強くなると。

【真田委員】 そういう意味です。

【沿道環境専門官】 入れる場所は、この①の4行目の「また」以降の文章の中にということになるんですか。それとも、その前段の文章の中。前段の文章は、具体的な計画がある場合は、それに沿ってと。その4行目の「また」以降の文章は、その具体的なプランがない場合でも、地域の話し合いの中で実現できれば、していきましようと思つと。この大きく2つに分けているんですけれども。

【真田委員】 だから、具体化したプランというのが、せつかくこの次の次のページにもっと具体的に参照できるものとして書いてあるのに、なぜここに書かないんですかと。

【沿道環境専門官】 この1段目の文章の中に、その具体例としてそういうものが入っていれば、よりわかりやすくなるのではないかということですか。

【真田委員】 はい。

【佐々木委員】 私が言うことではないかもしれませんが、真田先生のおっしゃることはごもつともだと思いますが、そもそもこの災害復旧時においてこれを入れるということ自体が結構チャレンジなので、ここについては、そこまで具体的に細かい指示をするというより、ここの趣旨がぼんと頭に入ってもらうためには、必要なことをできるだけ少ない文章量で伝えたほうが読んでもらえるかもしれないので。

【平野委員】 僕はそれは反対で、箱に入れるんだったら、箱書きのところに災害復旧という言葉が入るんであれば、僕は。

【佐々木委員】 ああ、そういうことか。

【平野委員】 佐々木さんのおっしゃるように、後ろのほうはあっさり端的にしておいていいと思うんですけれども、箱に入らないんだったら、逆にこちらの文章量を多くして、災害復旧を絵柄として目立つようにしておいたほうが得策だと、僕は思います。

【佐々木委員】 なるほど、そうですか。

【天野委員長】 ただ、ちょっと検討して。私の直感で言うと、特別な配慮が必要な地域で、41ページは、災害復旧というのは特別な場所でなくても考えていないと言っている。

【平野委員】 そう、普通の道路の話なので。

【天野委員長】 災害復旧といたら、災害復旧のときに特別考えなければいけないところと、考えるところ、またここで分けるのかという話なので、ここではこの全体にかかわることだから、全部やってねなんですね。それを一々特出しすると、逆に特出したところじゃないところはやらなくていいのかという議論なので、この程度ぼやとした表現にとどめておきたいと思いますが、せつかくのご意見なので検討させていただきます。

つまり、これ、そこに書くということは、じゃ、目的と対象、2の対象のところに全部書くのと。2のところに全部書くべきなんです、それだったら。つまり、2でこの本で対象のものは災害復旧で全部対象なんです。2に全部書けというのかといたら、全部の道路ということなので。全部の道路ということなので、特段それを特出しすることがどういう意味があるのか。親切に書けというと、逆に縛られちゃったりする可能性はあるので。

【真田委員】 ただ、実際にいろいろなところで話を聞いていると、自治体が災害復旧が起こって補助金を申請するときに、最低限の工事でしか申請しないと。ちゃんと言ってくれば出せるのにかという話があるので、そういうところに、ここには景観計画がありますよねとかいうことが、話し合いとして具体的に言えるような材料をちゃんと入れておくというのが必要なのかなと思うんですが。

【天野委員長】 検討してみてください。私としては、そういうのは地域の人などが何とか何とかで具体的なプランとしてあり、同意を受けている場合はで十分。

【森山委員】 その41ページの、既に実現可能なまでに具体化したプランというものとして、もっと何か例示をすればいいかということですね、おっしゃったのは。例示ですよ。

【天野委員長】 例示ですよ。

【真田委員】 例示です。例示として、ここの。

【森山委員】 ただ、先生が言われたように、こういうところで作業というのはなかなか、普通は。今回、100ある中で多分2、3が災害かもしれないので、災害のときは無視せずに、災害のときもできる限り景観配慮をしようという趣旨ですよ。

【真田委員】 そう。

【森山委員】 だから、メインストリームではないんですよ、そこは。ただ、無視してはだめということになるので、原形復旧だけではなくて、うまくタイミングが合えば、何かフリーフレームを変えてみましょうとかいうことだと思っているので、あまり細かいところに書くのは難しいような気がしますけどね。

【天野委員長】 そうかもしれませんが、私の第一観もそうなんです、とりあえずちょっと検討させていただきます。

【平野委員】 真田先生の言われた43ページのところで、特別な景観的配慮が必要な地域で、後ろのほうに書いてある、赤字で一番最後の段落のところは、ぜひ附属物のほうの話で申し上げた、道路そのものの話も大事ですよ。附属物のほうはそういう書き方、要は歴史的な街道だとか、参道だとか、道路そのものが大事というものが対象にしましょうねと書いてくださっているけど、こっちのほうは逆に一里塚だとか、要は歴史的建造物じゃないと相手にしませんという書き方になっているので、ちょっとその表現を合わせていただいて、こちら道路そのもの、何も残ってなくても、ここはずっと街道だったよね、ここはずっと大事な参道だよねというものでも、特別な配慮をちゃんとしていけるようにしていただけるとありがたいです。

【天野委員長】 そこは少し再構成を検討したいと思います。ありがとうございます。

時間がどんどん押しちゃっていますので、先ほど言いましたように、まだ幾つか意見、いただけたと思いますので、1週間程度で事務局のほうに追加意見を出していただいて、大問題が出たときはまた別ですが、追加意見の対応については私と事務局に一任いただけますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、2番目に移りたいと思います。景観に配慮した道路附属物ガイドラインと、③の道路のデザインに係る参考図書、役割と使い方について、ご説明をいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは、先ほども用いましたが、資料2をごらんください。下半分が、今回、ガイドラインについての第2回委員会からの修正のポイントを5項目記載しております。

第2回からの修正ポイントです。1つ目が、オフグレーでありますとか、グレー系のものを追加するという、そして、オフホワイトを削除するということをしております。

②番、ダークグレーを歴史的建造物周辺以外でも使えるように、記載を修正しております。

③番、標準マンセル値の表記から「程度」という表記を削除しております。④番、歩道橋の色彩を高明度低彩度から、中明度低彩度に見直しております。⑤番、カラー舗装の色彩の推奨範囲を見直しております。具体的には、この後、資料4で説明をさせていただきます。

こちら、資料4につきましても、主なもののみかいつまんで説明をさせていただきます。ちなみにこの資料4につきましては、赤文字は第2回の委員会からの修正を示しております。めくっていただきますと、ページ番号を振っておりませんが、目次、その後、「はじめに」というページがございます。この「はじめに」の中で、前回の防護柵の整備ガイドラインの経緯、そして、それによって日本の道路景観は従来に比べて格段に良好になったということ。また、一方で、防護柵以外の道路附属物等との調和に課題が見られる事例があるということ。また、インバウンド観光の増加、そういった時代のニーズに合わせた見直し、内容の更新や充実が必要となってきたことから、防護柵以外の道路附属物等を含めたガイドラインへと全面改定することとしたと、「はじめに」に記しております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。1-2、適用する道路と道路附属物等の種類のところでございます。1ぽつ目ですが、全国全ての道路を対象とするということ、そしてまた、新設、改築のみならず、維持修繕や災害復旧においても適用するということを記載しております。3ぽつ目、防雪柵という文字を入れていますが、この後説明いたしますが、追加をしております。4ぽつ目、占用物件も対象とするということと明記をしております。

めくっていただきまして、3ページ目、4ページ目でございます。赤字で一部、数字が変わっておりますが、試行の順番に並べかえをしたということでございます。また2-1-6でございますが、これまで特段記載をしておりませんでした。特注品による集計が効果的な場合もあるのではないかとということで、2-1-6の下3行ですが、こういったことを記載しております。

続きまして、6ページ目、ごらんいただきますと、前回の委員会でご指摘がありました。前回、郊外部という表現がなく、市街地とそれ以外の自然田園地域という表現でございましたが、日本の大多数、郊外部というような場所が多いのではないかとということで、市街地・郊外部という表現に修正をしております。また、そこに表を追加しておりますが、道路デザイン指針（案）のほうと、地域区分の考え方、表記の仕方が若干違いますので、その対応を表にしております。

9 ページ目、ごらんください。つい先ほども話題に上りましたが、歴史的町並みなどだけではなくて、道路自体に歴史的な価値があるところがあるのではないかと、9 ページ目の四角の枠囲みの中の赤字のように、そういった趣旨を記載しております。

15 ページ目をごらんください。下の写真を少々入れかえております。前回までは防護柵ということだけ記載していたんですが、ここでは例えば車両用防護柵ということで、何か特定できるもの、したほうがよいものについては、これは本書全般にわたってですが、具体的に防護柵なのかというものを記載しております。

続きまして、24 ページ目をごらんください。防護柵の色彩設定の項目でございます。これも、全体的に通してやっている修正でございますが、表番号を入れて、本文中に色彩の考え方を当該表に記載しているという旨を示して、赤字で記載を追記しております。表の中のご説明をいたしますと、地域特性の一番上のところに、共通という項目を設けました。これは、この下の表以外で適切な色彩があれば、その色彩を採用するというのも妨げるものではありませんので、共通として記載をしております。

また、表の中、市街地・郊外部ということで、先ほど申し上げた郊外部を市街地と同じ考え方で記載しております。また、ダークグレーを歴史的なところ以外でも使えるようにすべきではないかということがありましたので、ダークグレーを追加しております。また、一番下のほうですが、注記ということで、前回まで備考と書いてありましたが、備考というつけ足しのように聞こえてしまいますので、もう少し大事なところなので、注記という表現に変えております。

亜鉛メッキにつきまして、自専道等に設置する場合には亜鉛メッキも含めて検討するという。それから、周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域や、近接して亜鉛メッキ等の道路附属物等が設置されている場所等におきましては、オフグレーも候補色に加えて検討すると。前回まで、ここはオフホワイトという記載をしておりましたが、今回オフグレーに修正をしております。また、一番最後のぼつですが、樹葉色につきましては残しておいたほうがいいのではないかと、前回の防護柵ガイドラインに準じまして、このような記載を追加しております。

ページをめくっていただきますと、25 ページ目ですが、今回の色彩選定で用いております色のマンセル値を記載しております。「程度」という表記を削除したということ、それから、オフグレーにつきましては5 Y 7.0 / 0.5 ということで、委員の皆様のお手元には色見本をお配りしておりますが、附箋をつけておりますところ、もしよろしければごら

んいただければと思います。色見本の中の33番目のところですが、上から5個目のこういう薄い灰色を、今回新たに位置づけてはどうかというところでございます。

それから、ページ進みまして、27ページ目でございます。福多委員からのご指摘を踏まえて修正をしておりますが、照明のところの具体的方法の例のところですが、共架する道路附属物等と灯具の離隔が小さい場合は、路面の明るさが損なわれる場合とか、もしくは標識の視認性が低下する可能性があるということで、そのような注意点を記載して、また、写真を、27ページ右下ですが、標識の視認性が低下する可能性があるということで、実際にそういうのが懸念される写真を追加しております。

33ページ目、ごらんください。照明柱の色彩設定でございます。照明柱につきまして、前回の委員会的时候には、支柱の直径で表を分けておりましたが、あまりそんなに大きなものはないんじゃないかというご指摘がございましたので、大きな径の支柱につきましては注記に示すようにしております。

この中で共通等々、この記載につきましては防護柵と同じ色彩の選定をしているところです。注記の中では、先ほど申しました支柱径が比較的大きいということで、Φが300ミリ以上の場合は、もしくは自専道などにつきましては、亜鉛メッキを含めて検討するということを記載しております。

34ページ目をごらんいただきますと、これも前回の委員会でご指摘ございましたが、グレーベージュ等の明度が高い塗装色は、反射率が高くて、夜間景観において照明柱の存在を強調する可能性があるということで、その辺の留意点を4ぼつ目に記しております。また、写真を左側、暗色、右側、明色の場合でどういう見え方になるのかということがわかりやすくなるように、写真を追加しております。

続きまして、36ページ目、ごらんください。夜間景観の項目の具体的方法の例のところでございます。光温度及び演色性のところを若干ご相談の上修正をしております。前回、色温度につきまして2,000から5,000と示していたのを、2,500から5,000、また、演色性につきまして、前回70としていたのを60というふうに修正をしております。

37ページ目、ごらんいただきますと、標識柱の項目でございます。標識柱につきまして、集約の観点が前回記載が抜けておりましたので、37ページ目のポイントの3つ目の丸のところその項目を記載しております。

また、38ページ目、ごらんいただきますと、標識例の別表第2のところ、原則とし

て灰色または白色というふうに記載をされておりますので、その前提のもと、道路標識設置基準・同解説の中の記載を四角い枠囲みの中で引用しまして、その四角い枠囲みの下の部分ですけれども、この標識柱の色彩については、景観に配慮する必要がある場合には、道路景観を構成する色彩の中で調和、埋没する範囲の色彩を選定する必要があるということに記載しております。

また、38ページ目の下の表でございますが、同じような修正を行っております。塗装面が比較的小さい場合は、防護柵もしくは照明柱と同じ選定をしております。また、大きい場合には、亜鉛メッキを基調としてこのような色を使うということを記載しております。ちなみに、前回、Φは400というふうにしておりましたが、400となりますと、一番大きいもの以外ほとんど対象がございませんので、今回300ということで、もう少し範囲を広げて、こちらを活用してはどうかという考え方に修正をしております。

また、注記のところでございますが、亜鉛メッキ仕上げと塗装仕上げが混在する場合、例えば支柱が亜鉛メッキ仕上げで、はり材が塗装仕上げのときにはオフグレーを候補色に加えて検討するというを、ここに記載をしております。

続きまして、42ページ目、ごらんください。歩道橋の色彩設定の項目でございます。先ほども申し上げましたが、前は高彩度、低彩度としておりましたが、吉田委員のご指摘を踏まえまして中彩度というふうに修正をしております。

また、ポイントの4つ目のところですが、高欄部については、桁と同じ色で塗装することが一般的ではございますが、桁の色彩よりも明度のみ2程度明るく塗り分けて軽快な印象としているようなところもございますので、そのあたりを追記しております。

44ページ目をごらんいただきますと、前回もご紹介いただきましたが、ネーミングライツなどが自治体さんでは結構普及しているということで、その際の留意点を赤字で記載をしております。

46ページ目、ごらんください。遮音壁の項目でございます。ポイントの3つ目の丸です。遮音壁を後施工で設置する場合には、高欄天端上に設置することを基本とし、高欄側面に外づけすることは外部景観への配慮の観点から避けることが望ましいということで、前回、もう少し強い口調で言っていたんですが、実際はこうせざるを得ないところもあるということで、ちょっと表現を和らげているというところがございます。

そして、その上で、50ページ目でございますが、まず上の写真は、これは高欄の天端に設置している例です。そして、下のほうはそうじゃない例でございます。構造上の理由

などから、壁高欄への側面に遮音壁を外づけする場合は、その遮音壁の支柱の色彩を高欄と同系色にするなど、そういった配慮を行うことが重要であるということを記載しまして、また、写真につきましては、前回は外装板で覆う例を記載していましたが、点検上課題になることがあるのではないかとということで、そうではない事例を写真として採用しております。

そして、その上で、一番下のところですが、また、外装板の設置に当たっては、コストと維持管理上の支障（点検の容易性等）に十分に配慮する必要があるという認識をここで記載をしております。

続きまして、52ページ目をごらんください。これは、前回の委員会の中でご指摘がありました、今回追加している防雪柵の項目でございます。具体的方法の例のところの1ぼつ目に記しておりますが、明度の低い色彩は重たい印象となるため、避けることが望ましいこと。また、2ぼつ目ですが、亜鉛メッキも含めて検討を行うことが望ましいこと。また、2つ目の丸ですが、収納式の防雪柵を採用するというので、無積雪期にはそういったものを収納してコンパクトにするということが望ましいのではないかとということを記載しております。

56ページ目、ごらんください。デリニューターの項目でございます。前回、視線誘導標設置基準をそのまま持ってくる形で記載をしておりましたが、もう少し要約して、この赤字のとおり要点をまとめて記載するという修正をしております。

また、後ほど出てまいります、今回、準ずるべき基準につきましては、後の巻末資料で一覧で記載をしております。

続きまして、61ページ目をごらんください。道路反射鏡の部分で、ここも先ほど来出てきておりますが、オフグレーにつきまして、この61ページ目の中では、亜鉛メッキ仕上げに色彩の近いオフグレーを使うことも検討するというので、ここでもオフグレーの項目を入れさせていただいております。

また、62ページ目の真ん中の左の写真ですが、ダークブラウンの支柱を採用したような例も見受けられましたので、写真を追加しております。

65ページ目、ごらんください。視覚障害者誘導用ブロックの項目でございます。前回の委員会でご指摘ありましたが、省令含め、既存基準類との整合に関する指摘を踏まえまして記載を修正しております。昭和60年の設置指針、もしくは平成18年の省令といったものはまだ現在も有効でございますので、その中の記載を引用して記載しております。

また、2つ目ですが、縁取りがなされるケースでは、必要以上に際立たせることがないように、輝度比が確保できるベースの舗装色を選定するようなこと。

また、3つ目のぼつですが、道路の移動円滑化整備ガイドラインがございしますが、その中では設置面と輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とすることも記載されておりますので、そういう場合にはその黄色以外の色とすることも考えられるということ、ここで記載しております。

また、写真としまして、65ページ目の一番右下ですが、前回と場所を変えておりますけれども、こういう灰色の舗装に灰色の点字ブロックがあるというところもございしますので、その例を記載しております。

また、67ページ目、自転車道、自転車走行空間の関係でございしますが、静岡県さんの検討の中で青色系といってもいろいろございしますが、いろいろ検討した上で3つを採用するんだという検討の事例がありましたので、静岡県さんからご提供いただきまして、ここに記載をしております。

また、68ページ目、カラー舗装の留意点の事項でございします。先ほども申し上げましたが、色相範囲などにつきまして吉田委員にも相談差し上げながら、前回から若干修正をしております。前回、記載しておりませんでした目標とする色彩というものを2つほど選定しまして、その周辺のものを推奨範囲という表現であらわして、赤色系、それから次のページにかけて青色系、緑色系ということで、範囲を記載しています。また、前回は赤色系については7.5Rでしたが、今回10Rに修正しております。また、青色系については前回5PBでしたが、今回2.5PBに修正をしております。

続きまして、75ページ目をごらんください。道路管理者間での調整の項目でございします。これは、項目といいますより、形状及び色彩の異なる防護柵が連続して設置された例ということで写真を更新しております。この後、写真を幾つか更新しているページがあります。例えば80ページ目をごらんいただきますと、寺町で擬石のボラードを設置しているんですが、出入りのあるところなので壊されている例があるんだということでありまして、82ページ目、さびついた門型標識柱、もしくは防護柵というものを記載しましたり、もしくは、暫定供用時の場合でございしますが、83ページ目の一番下に写真を2枚追加してございまして、一時的な対応のところではございますが、こういったものには配慮が必要ではないかということ、記載をしております。

また、84ページ目ですが、これは、この前のページで記したことをまとめているだけ

ではございますが、一覧として今回のこの冊子を簡単に表示すると、こういう形になるのではないかとということで、色彩、デザインのポイント等を1枚にまとめているページでございます。

87ページ目、マスタープランをつくろうというところの項目でございますが、どういう単位でつくっていくのかというのは、いろいろなバージョンがあると思いますが、複数の市町村からなる広域タイプでは、国道事務所が主体となって、県や市町村などにも参画いただきながらマスタープランを策定していくということが考えられるのではないかとということ。

それから、92ページ目ですが、そういうマスタープランもつくりますが、実際適用した結果が必ずしも想定したとおりになっていない部分もあります。そういった場合には微修正をしていくんだということを、このあたりで記載を追記しております。

その次のページから巻末資料が続いていきます。ここでは、写真を大分追加しております。例えば参考の7ページの一番下、多用した柵類が目立つというような事例でありますとか、参考の8、カラー舗装で、すごく目立つカラー舗装をされている事例、そういったものを追加しております。

また、後ろのほうで、参考の21ページ目からでございますが、今回は基準類につきましては、既存のものを参考にしながら、その範囲内で考え方をまとめているというのがこのガイドラインですので、既存の基準類を整理いたしまして、何か基準に対しての考え方を記載したほうがいいものについては、右端にどういうふうを考えて、今回このガイドラインに記載しているのかというものを、表の一番右側に記載しているというところがございます。

資料4は以上でございますが、資料5も続けて説明をさせていただきます。資料5につきましては、本日は別とじとしておりますが、資料3や資料4、指針やガイドラインの一番後ろに同じものを入れていってはどうかと考えております。

ページめくっていただきますと、1ページ目でございますが、今回つくる図書の位置づけでございます。図1では、景観アセスメントシステムでの位置づけ、それから、図2では、道路法や道路交通法、もしくは道路構造令、標識令、そういったものと、今回つくったガイドラインがどういう対応になっているのかということ。

それから、次の2ページ目に移りますと、美しい国づくり政策大綱のときから、どういう時代の変遷を経て、今回策定しようとしているものがあるのかということをもとめさせ

ていただいております。

また、3ページ目には、今回の図書の活用ということで、これは以前、委員会でもお示しさせていただきました、道路デザイン指針（案）及びその解説というものがどの範囲をカバーしているのか、また、景観に配慮した道路附属物等ガイドラインがどの範囲をカバーしているのかというイメージを示させていただきます。

ページめくっていただきまして、4ページ目に移ります。一連の道路事業の中で今回つくっております道路のデザイン、それから、ガイドラインが、どのあたりがどういう記載をしているのかというものを、事業の流れに応じて章立てを参考に記載しております。

A3のページ、5ページ目をつけておりますが、これはその中でも、道路空間の再構築の場合はどうかというのを、事業の流れを縦に持ってきて記載しております。簡単に説明申し上げます。一番目、構想・計画段階におきましては、指針の1章、2章、3章、4章、もしくは7章あたりをごらんいただきたいということ。

また、2番の設計段階に移りましては、これはどういうものを扱うのかということによって読む場所は変わりますので、指針とガイドラインの該当のページを章立てを記載をしているというところがございます。

6ページ目、移りますと、景観検討の流れの中で今回のものをどう使うのかというところがございますが、これまでも重点検討事業などにつきましては活用いただいているところではございますが、そうではない対象外の事業や一般検討事業につきましても、今回検討いただいている2冊につきまして参照いただきたいということで、計画段階、事業施工段階、事後評価の段階、もしくは維持管理の段階、こういったあらゆる段階におきまして、今回の2冊を検討に使用していただくということを記載しています。

また、7ページ目、ごらんいただきますと、今回のものの周知、標準化についての項目でございます。一番最初に申し上げましたが、実効性を担保していくというところで非常に大事な項目でございます。7ページ目には特記仕様書の記載例ということで、今回工事編のみ載せておりますが、文書の中ではそれは設計についても同じ話ですので、設計工事等においては、こういう特記仕様書のフォーマットに今回つくろうとしています2冊を位置づけていくということ。

また、8ページ目には共通仕様書を載せております。上半分は設計の共通仕様書、下半分は工事の共通仕様書ですが、これは既に既存のデザイン指針、もしくはガイドラインにつきましては既に記載されておりますが、今回改定したものについてもこのような位置づ

けを図っていきたいと考えております。

また、標準化という意味では、9ページ目に記させていただいております整備局等をつくっております標準図集等にこういった仕様を記載していくということも大切ですので、その項目を記載しております。

また、10ページ目、マスタープランをつくって具体的に運用を図っていくということに記載しております。

また、11ページ目はほんとうの参考ということになりますが、平成16年以降の法律や施策の動向を一覧表で記しております。説明は以上でございます。

【天野委員長】 ありがとうございます。今回は、この題材については前回大分議論させていただいて、大きく変更した点が幾つかあるんですが、オフホワイトを消してオフグレーを入れた等々の変更でございますが、それも含めて、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【平野委員】 よろしいですか。24ページというか、色の表なんですけれども、あちこちに出てきますが、24ページで代表的に聞きます。2つあって、オフグレーが、注記になったのはありがたい話だと思うんですが、この書き方だと、亜鉛メッキとコーディネートするときだけ使いなさいという書き方で、それ以外は使っちゃだめにも読めるぐらいの世界で、これ、上の表に載らないですかというのが1つ。

なぜかという、もう2つ目なんですけれども、この場合、ガードレールなどで塗装面積が大きいときに、重い色を使うと景観全体が重くなるという話が基本になっていると思うんですが、例えば樹林地で、そもそも日影等々になっていて暗い状況のときに、グレーベージュのガードレールがずばんと入るのはかえってだめだと思うんです。そこは、やっぱりダークブラウンなり、ダークグレーが入って構わないと思う。

もしくは、もうちょっと明るい雰囲気なのであれば、グレーベージュと、今回入れていただくオフグレーって、少し黄みがかっているかどうか。黄色を感じられるかどうかの微妙な違いで。

【天野委員長】 赤みね。

【平野委員】 ああ、ごめんなさい。ちょっと赤みが見えるかどうか。これ、グレーベージュのほうはおとなしく入っていますけれども、街中でちょっと寂しい感じがするとき温かみを増すとか、そういう効果はすごくあると思うんですけれども、これ、山の中に持っていったり、田園地帯に持っていったりすると、かえって目立つだけのような気がす

るんです、この温かい感じが。だから、木陰になる山の中はもちろんのこと、この枠組みで言うと、開放的で比較的明るい色調が基調の海岸部、田園地帯においても、僕はダークグレーだとか、オフグレーですとかというオプションも入れておいたほうが良いと思うんですが、いかがですか。

オフグレーは、だから、下に亜鉛メッキとコーディネートするときだけ使いなさいという書き方はやめていただいて、上に積極的にケース・バイ・ケースのオプションとして書いていただいたほうが良いというのが1つと、面積が大きいところを全部グレーベージュ一色になっているのが非常に違和感を覚えるので、そこを吉田先生の意見をお聞きしたいところなんです。もうちょっと調整いただければなと思うんですが。

【天野委員長】 2つ目は別として、1つ目、これ多分「地域や」の後ろに点をつければ良いと思うんだけど。「周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域や」のところに点をつければ、亜鉛メッキ以外のところも使えるので、点の問題かなと思うので、そこはちょっと亜鉛メッキと関係ないところでも使えるような表現にはしたいと思いますが、オフグレーを上表に入れなかった理由は、オフグレーはどこでも使えるようにした。つまり、この枠のどこでも使えるような記述にすると、全欄に入れるのはいかがかというので注記にした。

【平野委員】 いや、それだったら、全部のますにオフグレーが書いてあるほうがわかりやすいですよ。

【天野委員長】 いや、それは、そうすると、市街地・郊外部で小さい場合、4色全部載ってきちゃうことになって、全部に入れるのとなると、可能性を言い出すとさまざま出ちゃうので、どこでも使えるということで、気がついた人はちゃんと使ってねと。注記まで読まない人は別ですけども、オフグレーの色はどこでも使っているのかなというときに、全部入れるのであれば注記かなという判断で、注記に入れさせてもらいました。

それは、おそらくほかのところでも全部そうなっていて、特に新しい色なので、わざわざ使うときは、あえて表中、四角の中に入れてくれないけれども、注記にちゃんとあるので使おうねというので使っていただいて、もっと一般的になったら、どこか絞って入れるということも考える。

【平野委員】 いや、絞る色じゃないですよ、オフグレーって。委員長がおっしゃるとおり、どこにでも使える色なので、逆にそれを明示してあげたほうが使いやすいような気がするんですけども。

少なくとも、この亜鉛メッキとのコーディネートのと看のみ使っていいみたいな表記を、ぜひ避けていただければと思います。

2点目はいかがですか、面積が大きいところは全部グレーベージュになっちゃってますけれども、周辺環境に異存せず。これ、よくない気がするんですが。山間部で暗いところでグレーベージュはかえって目立つと思うんですね。

【天野委員長】 それ、樹林地のときにダークブラウンか何かを入れていくということなんですかね。

【平野委員】 ダークグレーも入っていいような気がするんですが。

【天野委員長】 問題は、つまり、これは一番上の共通項のところを読んでもらってよくて、一番上の共通項があるということは、少なくともこの4色はどこでも使っていい。この4色以外だって使っていいというのは共通で入っているわけです。ここにわざわざ名称を挙げているのは、そういう専門家がいなくて、事務所単位で誰かに相談することなく、ぱっと決めるときに、これ使っておけば間違いない色というのだけを絞って書きたい。

【平野委員】 もうちょっと、だから、樹林地でグレーベージュをデフォルトにすると間違ふことのほうが多いんじゃないですかという意見です、要は。かえって目立ち過ぎて、景観との調和と、安全性も必要だからある程度目立たなければいけないのはわかりますけれども。

【天野委員長】 今の平野先生のご意見、注記の書き方をちょっと変えるというのは、少し変えたほうがいいと思うんですけれども、とすると、樹林地のときにダークブラウンを入れておくのかなというぐらいですかね。いかがでしょうかね。

吉田先生、いかがですか。

【吉田委員】 ダークブラウンが、きつく見えることもありますね。

【平野委員】 ガードレールは難しいんですよ、面積が大きいから。だから、そういう意味では、オフグレーがここにデフォルトで書いてあるといいなと、個人的には思ったんですが。樹林地なんか、日影になるところでオフグレー。

【天野委員長】 いや、オフグレーはそこに入れるんだったら、注記は要らないでしょうという議論になって、そうすると、そこでしか使えなくなってしまう。もちろん、それも1行目で読めるけど。

【平野委員】 だから、先生がおっしゃったように1行目があるので、一応ちゃんと検討するケースは何色使ってもいいと言っているわけですから、デフォルトであまり何も考

えないでやって間違いないという世界は、少し丁寧にやっていただいたほうがいいと思います。

だから、上の表にも入れておきながら、周辺に亜鉛メッキの多い場合はオフグレーを使いなさいという書き方を追記すると、すごくいい感じがすると思うんですが。

【天野委員長】 現状ではちょっと厳しい。つまり、オフグレーという色をまだ設置されているのを誰も見ていないので、それをもってして、ここの特定の場所で指定して、それ以外は亜鉛メッキだけに限定するという勇気が私には湧かない。つまり、とりあえずオフグレーという色は入れさせてもらって、注記に書いてもらって、使うときは使っていたいて、実績を積んでいって、もう少し明確になったら入れると。

もちろん、ダブルの表記を許すのであれば、樹林地にオフグレーも入れておいて、注記にも残すという手はあると思うんだけど、平仄として言うと、ダークグレーもどうか。オフグレーについてはまだ新色なので、ここというよりは、どこでも使えるという形で注記にとどめさせていただきたいなど。それじゃだめ？

どこがいいかというのが、多分ここだったら大丈夫だよねという判断はできそうなんですけれども、ここは使わないほうがいいよねという判断がしかねるので、推奨というふうに強く言うほど、枠に書き込むほど自信がないので、注記でちょっと考える人がいたら、ぜひ使ってねという表記にとどめるのではまずいですか。

【平野委員】 それをおっしゃるんだったら、樹林地にグレーベージュのガードレールというのは、僕は推奨できる自信が全くないですよ。ほぼ、多分白のガードレールが入っているのと一緒に印象を受けると思います、樹林地だと周りが暗いから。

【天野委員長】 いや、でも、樹林地もいろいろで。

【平野委員】 まあ、いろいろな明るさの樹林地がありますからね。

【天野委員長】 それもあるので。

【森山委員】 緑を想像しているところでのご意見だと思うんですけども、ただ、樹林というのは、離れて、わりと木が少ないところがいっぱいあったりして。だから、ほんとうに密集して木が垂れ下がっているようなところだとすると、おっしゃるとおりでいいんですけども、そういうところは少なく、離れたところに木があるだとかいうと、この定義が曖昧なんです、樹林地では。だから、先生がおっしゃるようなパターンもあるけれども、多くはないような気がしますね。

【天野委員長】 ある意味では、樹林地もその樹林だとか、樹林が少し後退させて、平

場を通過して、その前にガードレールがつくような場合だと、グレーベージュでもそんなに違和感はないので、その辺はぜひ。

【森山委員】 いや、山側、谷側があつて、山側はいいんですが、谷側のほうになると開いているじゃないですか。右と左を変えるわけにはいきませんよね。だから、山側はいいので、谷側のほうはブラウンのガードレールが目立つかなという気が思ったことがあつて。だから、そこら辺はディテールなので、あまり一般化しにくいと。

【天野委員長】 ここは、樹林地というもののグレーベージュは明る過ぎるよねと思える人がいた場合は、オフグレーを使うなり、ダークブラウンを使うなりしてもらえばよくて、おおむね全般は。足すとしたら、この樹林地のグレーベージュのところだけにダークブラウンなりダークグレーを足しておくという手はあるかもしれない。

【森山委員】 これを、ぽっと入れてね。

【天野委員長】 という手はありますが、表中はこれでやっていかないと、結局みんな迷ってしまう。

【池邊委員】 樹林地だけではなくて、海岸線なんかの場合にも、結構グレーベージュだと視線をとめてしまうような感じになるところもありますけれども。

【天野委員長】 ダークブラウンがですか。

【平野委員】 ダークグレーがいいですよ。色味があると注目しやすいですね。

【池邊委員】 そうですね。そうすると、舗装の色とほとんどあれで。

【天野委員長】 その辺でいろいろご意見を賜れるような場所については、その色を使うことを妨げないので。

【吉田委員】 私は山梨県で展開している例を見ても、グレーベージュはそんなに悪くは感じません。ガードレールの形との関係では、2とか3とかいう明度だと、ちょっと重く感じます。ガードパイプの形では明度2あるいは3は問題ないと思います。今回決めたオフグレーはグレーベージュよりももっと明るいですから、より目立つと思います。グレーベージュは明度6、そしてオフグレーは明度7ですから。

【平野委員】 確かに、これと、これか。

【吉田委員】 ええ、そうです。ですから、ガードレールの形との対応では明度5あたりの色彩はほしくなります。

【平野委員】 中間のやつを選んでおかないとだめということですね。

【吉田委員】 ええ。ちょっと、この中では、どちらも問題があります。

【平野委員】 色味としての調和の問題と、その単体の色の目立ちぐあいというのがぶつかってくるんですね。

【吉田委員】 はい。明度4とか5というあたりがあるといいですね。

【天野委員長】 これ、もっとも、防護柵が延長も大きいので影響が多いんですが、あくまで、あまり専門家がいなくて、そんなに景観的に重要だと認知されていなくて、事務所レベルでやるときに、まあ、80点ぐらいは取れるでしょうねという色を箱の中に入れておくと。決めがたいところは3色で入れておきますけれども。こう書いてあるけれども、そこだと合わないよねという場合は、第1段目か、もしくは注記のほうを読んでいただいて。第1段は広過ぎますけれども、つまり、ここで推奨している景観4色の中で言えば、ほかのを使うことを別に妨げるわけじゃないので。

ということにしないと、結局……。つまり、何も書かなくなるんです。よくその場所を考えて、4色なんかで選んでね。その4色で不安な場合はどの色でもいいよという書き方は、全編それで行けちゃうんです。それでわかるんだったら、この表は要らないので。そうではない場合に、この表の箱の中を書いてあるので、それは、そういうところで覚えていただくというようにさせていただきませんか。

つまり、こういう場合だと、グレーベージュだけではまずくて、こういうのが要るよねと。こういう場合だと、個別のことになると異様に細かい道路の種別にしなきゃいけない。異様に細かいと、私が対象としている道路は一体この枠の中のどれだということを、事務所の方が判断しづらくなる。そうなるとうまくわからなくなってしまうので、景観で、ここは大事だよねと思ったら、海岸線というもの、もしくは樹林というものの、この注記事項か、もしくは共通事項を見ていただいて相談していただいた場合は、ほかの色が使えると。

事務所の人が、ほんとうは大事なのに、気がつかないで過ぎちゃったとしても、それほど破綻はないというレベルで保障しているという話なので。樹林地でどうしてもグレーベージュが合わないんだったら、やっぱりダークブラウンとダークグレーをここの枠の中に入れるのは勇気が要るんだけど。

【平野委員】 であれば、この注記って、先生はそうはおっしゃっても、結構個別具体的なことが書いてあって、例えば、たまたま今回のこの委員会にもご協力いただいているので、東京都がお使いになっているのは個別具体例として書いてありますね。それと同じように、注記のぽつを1つ増やしていただいて、鬱蒼とした暗い樹林地でグレーベージュを用いると、かえって目立って景観的に調和しないケースがあるので、その場合は検討す

ることとか、今、我々が懸念事項として思っていることは注記として入れていって、ちゃんと考えたら、これとこうだけどというので書けませんか。

【天野委員長】 だったら、本文に入れましょう、本文。多分、本文がだっと前書きがあって赤が入っていますね。その本文中のどこかに、こういうことだけれども、鬱蒼とした樹林地とか、こういう場合については、下表でグレーページを標準とするけれども、場合によっては他の色を選定する場合がありますので、注意をとというぐらいのやつを本文中に入れましょうか。

【佐々木委員】 自分のいる場所がどういうところだからというふうに書き始めると、結構いろいろなケースが出てくるので、色は要は4色なので、それぞれの4色がどういう効果があるのかとか、どういうときにはやめたほうがいいとかいう、しょせん4色なんですから、色ごとに4色全部見て、4色ごとに、この色はこういう効果があるので、こういうところには向いているとか、向いていないとか、両方書いておくと、すごくわかりやすいんじゃないんですか。

【平野委員】 そうだね。

【天野委員長】 どうぞ。

【真田委員】 それに関連して言うと、この24ページに表が(1)で文章もなく、どんと載っているわけですけども、では、これを何でこうなっているのかというのを理解しようと思って、その上の説明文を見ても、地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であると書いてあって、その適切などというのが、理解していない人に対して非常に不親切で。やっぱり、佐々木先生がさっきおっしゃったように、それぞれの色がどういう意味があって、どういう方向性を目指さないといけないのかみたいところは、ちゃんと書くべきかなと。

【佐々木委員】 そんなに難しくないですね。明度が高いから、こうだとか。

【平野委員】 それを言うと、この巻末資料に環境色彩の基本とかいって、加藤さんがやられたようなダイジェスト版みたいなものが載っていると、すごくいいですね、非売品の本。

【佐々木委員】 そうね。

【沿道環境専門官】 4色の解説とかいう話になると、済みません、おっしゃるとおりで、巻末に集めて、たびたび出てきますので、標識柱、照明柱、出てきますので、巻末に入れて……。

【平野委員】 いや、4色の解説は、僕は前だと思います。

【沿道環境専門官】 前のほうがいいですか。

【平野委員】 ちゃんと本文中にきちんと、このいろいろな表を出していく前に、色の景観対応色彩はこうだと、それぞれの特徴は以下のとおりとちゃんと解説した上で、この表がものによってやっていくというのが王道だと思います。僕が申し上げた巻末というのは、環境色彩の基本で、彩度を下げないと調和しないとか、対比という現象が色に関しては起こるので、周りがこういう状況のときに、それと違うものを持ってくると、余計その色の違いが強調されて人は認識しますよ、みたいな。考える上での基本は後ろにつけておいて、色の特徴は、これ、取り上げている4色に関しては、たかだか4色なんだから前で解説すべきだと思います。

【天野委員長】 わかりました。表はとりあえずこのままにさせてください。多分、現場として、そんなに偉い先生ばかりが事務所に各1人ずついるわけではないので、できるだけ簡便にしたいという意図が私にはありますので、表についての表現は、ダークブラウンを入れるかどうかという細かい話はちょっと。

4色の解説については、12ページ、道路附属物のデザイン、3章の初め、防護柵になる前に、この4色に全部、4色以外ほとんど使っていないので、幅をとっている歩道橋以外とか、それ以外は使っていないので、ここで使っている景観4色というのはこういう色で、それぞれの色彩はこういうところにあるんだよというのを、3章のは頭のところにに入れて解説させていただくということにさせてください。

その頭に持ってきて、誰が読むのという話もあるけれども、それは、色彩特徴についてはどこどこを参照されたいというのを後ろのほうに入れてとして、解説についてはここに入れさせてください。

防護柵については……。ダークブラウンを入れて。でも、ダークブラウンいい？

【平野委員】 リスキーだと思いますけれども、それ、周りの日常的な明るさにもものすごく依存しているので。でも、逆にそれによって、めっちゃ暗い鬱蒼とした森の中を通過しているすてきな道路が、ガードレールばかり目立つ道になっちゃうんですね、そこにグレーベージュを入れちゃうと。

そういうリスクがあるよと、どこかに書いてあるといいんです。だから、そういう周辺状況を見ながら、グレーベージュを選ぶと、鬱蒼とした暗いところだとリスクですよと、かえって目立つ変なものになりますと。それを注記するぐらいはいいんじゃないのと

思っ。注記、もしくは前のほうに、今、天野先生がおっしゃったように、3章の冒頭に書いておいていただいて、それを参照せよという形にして、対比するという手があると思います。

【天野委員長】 冒頭に書いて、参照して、少しここでは、私が言って入れてもらったんですが、例えば表3-1、3-2、つまり色彩選定についてはこう考えると示すというところに、ここは基本的な地域特性と防護柵の面積で決めているけれども、場所によっては、例えば鬱蒼とした樹林地等ではグレーベージュが目立つ場合もあるので注意されたい、みたいなことを、この赤の一文の前かどこかに、うまく入れることを少し検討してもらえますか。

もちろん、共通で書いてあると書いてあるんだけど、さらに注記したいとすれば、その辺を少し普通の文章で書かせていただけますか。

【平野委員】 その3章の冒頭で、本文よりも表のほうがいいような気がするんです。表に端的に長所・短所とか、注意点みたいなことが表としてまとまっていて、その表の解説文がちょっと本文としてあるぐらいのほうが、多分見やすいです。

【天野委員長】 わかりました。4色なので、表現は考えさせてもらって、表にしたほうがいい。

【池邊委員】 済みません、ちょっと今のにも少し関連するんですけど、42ページの歩道橋のところ。3行目に10YRのというので、無理なく調和すると書いてあって、なお、新設歩道橋でデザインにと、この限りではないというふうに書いてあるんですけど、ポイントのところでは、10YRの中明度の色彩を選定するとか、また、43ページの1行目にも、また選定すると出ていて。それから、その下のほうにも色相を使用することを基本とするというふうに、最後は終わっているんです。

今、沼津のほうで、グレーですけど、富士山や、空や、海に合ったような形で、少しブルー系を入れたものでリニューアルしようというような考え方が出ています。もちろん、それは個別検討する場合はこの限りではないと書いてあるよというんですけど、こんなに4回も選定する、選定する、選定する、選定すると書いてあると、絶対これを勇気を出してほかをやるものがないので。しかも、この限りではないというのは、すごく法律的には別解だよ、みたいな感じでやるなら、かなりあれが要るよという感じなので。今のベージュ系の歩道橋というのが、ほんとうに景観値でも合っているのかどうかということも含めて考えていただきたいと思いますので、この選定するという決めの言葉を少し

ご検討いただければと思います。

【森山委員】 並びで、同じように書いてあるんですね、文言としては。

【池邊委員】 そうですね、4回だめ押ししているという感じなので、選定する。

【森山委員】 だから、沼津みたいに何かコミットしているところは、それでやればい
いんでしょうね。コミットがないところを一般化しようというのが今回なので。だから、
あまり個別を言い出すと、多分それは……。

【天野委員長】 そうですね。そういう意味では、例えばこの42の一番上でも、視対
象にやりやすいから、協議や現場での検証等で下記事項に留意して、適正な記載をするこ
とが基本であるが第一文なので、ポイントとしては、下のポイントがこういうのがあるよ
ということを行っているだけで。

【池邊委員】 そうですね。最初は無理なく調和すると書いてあるんだけど、だん
だん選定する、選定するって、これにしなさいということを行っているという感じになっ
ているので。基本的にはこの中からという意図はわかるんですけども、こうなっちゃう
と、新設の場合でもなかなか難しい感じが非常にするので。

【天野委員長】 そういう意味では、ポイントの2ぼつ目だけですかね。ポイント2ぼ
つ目の一番最後の行ぐらいの選定をするぐらいを検討できれば、検討してみれば。

【池邊委員】 はい。

【天野委員長】 具体的には例ですので、少なくとも、私どもが言う、最初の5行でい
えば、まあ、何となく10YRの数字で何でもできるねと読めるので。2ぼつ目の一番最
後の10YRの中明度を選定するというのが強いのかもしれない。そこは少し、例えば上
の文章で、無理なく合わせる色彩であるとかという表現にするなり、少し表現を弱めます
かね。でも、多分、池邊先生がご心配のように、この文章だったら、役人は、池邊先生が
お会いになって、違う色を使えと言ったときに、これを根拠に断ることはしないと思いま
す、役人であれば。

【池邊委員】 いえいえ、そんな、とんでもないです。

【天野委員長】 超木っ端役人の場合は別ですけども、それなりにちゃんと景観を考
える役人であれば、この文を持ってして否定することは多分ないはずです。悪意のある役
人の場合は別ですけども、こっち向きに悪意のある役人はあまりいないと思います。だ
から、あそこの文章はちょっと。

ほかにございますでしょうか。

【吉田委員】 今回のオフグレーがちょっと気になっています。前回、亜鉛メッキの話が出てきました。亜鉛メッキは、基本的には色彩の要素ばかりでなく、質感によってあのような見え方がしているので、ペンキで合わせるというのは限度があります。そこで5 Yの7 / 0.5あたりの色彩を提案しましたが、この色は亜鉛めっきに近い色ではなく、どちらかというコンクリート色に近い色です。コンクリート打ち放しの色に近いので、オフホワイトよりも明度が低く落ちついていて、そして彩度も低いのでいろいろなところに合わせやすいということで提案しました。そのような色なのでオフグレーは、亜鉛メッキに近い色ではありません。

【天野委員長】 なるほどね。

【吉田委員】 亜鉛メッキを見ると、ちょっと青みがかった色として見えるときもあります。また亜鉛めっきは経年変化で色も大分変わります。1年ぐらいすると、光沢がなくなって明度が低くなります。このような変化に対しオフグレーの7 / 0.5は明るく同色には見えません。何年かたったときには塗装の方がずっと目立って、亜鉛メッキとは随分と違う色に見えると思います。

先ほど支柱が亜鉛メッキで桁が塗装というときに、なるべく同色に見えるということでオフグレーを選択していましたが、このような亜鉛メッキと塗装がぶつかって同色に見せたいというものは結構沢山ありますか。

【佐々木委員】 そういうのはやめるというほうがいいんじゃないですかね。

【吉田委員】 そうですね。両方亜鉛メッキで揃えてほしいですね。

そのように考えて、この7 / 0.5を使うところが少なければ、このオフグレーの代わりにもっと明度を下げて、亜鉛メッキが経年変化したぐらいの明度で、例えばさっき言った5 Yの5 / 0.5とかに変えるということは如何でしょうか。この辺の色ですけれども、そうすると先ほどの話しにあった樹林地でも合いやすいと思います。

【平野委員】 なるほど、それはありますね。

【吉田委員】 この辺の色彩提案は時間がなかったもので、十分にその見え方を検討していませんが、ほんとうはサンプルを作って見てみたいですね。

【天野委員長】 それは、この段階でどちらでもいいと言われると、委員会としては決まらないので。ただ、表現として、おそらく色を変えちゃえばいいんですけれども、亜鉛メッキと調和するという言い方じゃないで使えるようにしましょう。これはそうするんですが。

【平野委員】 私がオフグレーの話を申し上げたのは、市街地で色味のない形で、しかも少し軽い形でコーディネートするようなデザインをするときに、今の3色だと、どうしてもグレーベージュは少し色味を持ってしまっているのです、町中でトータルなデザインをするときに困るなということで、入れてくださいというお話でしたので。ぜひオフグレーはそのまま、ライトグレー、オフグレーはそのまま入れていただくのがありがたいです。

【天野委員長】 これは7じゃ、明る過ぎるんですか。

【平野委員】 多分、樹林地等々に持っていくと、明るさによるんですが、明る過ぎるので、吉田先生がおっしゃるように、先ほどのグレーベージュだと、ガードレールでちょっとかえって目立ち過ぎるねということを検討するのであれば、ちゃんとそのスペシャルな色を考えたほうがいいということですね。

【天野委員長】 それは、スペシャルな色を個別でやっていただくんですね。

【平野委員】 という世界ですね。

【天野委員長】 全てのところに合うやつを全部標準色にするわけにはいかないですし、あの色もこの色もというと、全部特注品になっちゃうので。そういう特殊なところは特注品でやっていくしかないのです。今、大問題なのは、5 Y 7. 5より5のほうが良いと言われると、大分方向が違うのです。これが、グレーベージュと同じような明度、6ぐらいにするということで今判断すれば、6. 0でもいいんですけども。

【吉田委員】 ええ、6、0. 5という。

【天野委員長】 7. 0、0. 5だと明る過ぎる。それは、ぜひ可能なら今決めてしまいたい。場所によっては5でもいい、4でもいいと言われると、それはいろいろあったほうがいいに決まっているんですけども、せめて4色に抑えたい。ここでそんなに迷うんだったら、外すという判断になっちゃうので。だから、迷うんだったら外すことになっちゃうので、7. 0、0. 5で明る過ぎると言うんだったら、ここで6. 0も。

【吉田委員】 6、0. 5ね。グレーベージュと同じ明度ですね。

【天野委員長】 同じ明度にするというのはあり得ますけれども、7でいいのかというところは、ぜひ。実例、実物を使っていないので、やや危険過ぎる判断なんです。

【吉田委員】 7は結構明るいですね、ガードレール……。

【天野委員長】 済みません。委員会を終わらなきゃいけない時間になりました。では、この色については、後ろの標識柱、照明柱等々にも出てくるので、基本的には現状のまま。5 Y 7. 0、5、0. 5を基本としますけれども、もう少し検討して、もうちょっと明度の

低いものがいいという判断をした場合は、6.0、0.5にするという可能性込みでご承認いただけますかね。

現状で、1ずらしたほうがいいのかどうかというのを今判断しかねるので、基本的には一応色見本を見て合うだろうと思っている、7.0、0.5を基本としてやると。ただし、1カ月ぐらいで検討できて、実は1、明度を下げがほうがいいのかという結論が得られた場合は、6.0、0.5に変えていただくということでよろしゅうございましょうか。

【平野委員】 一任しますけれども、基本的に少し軽目のグレー、無彩色が欲しいというのは、先ほど申し上げたような、市街地部でのカラーコーディネートを念頭に置いていますので、それに合うことを考えていただければと思います。

【天野委員長】 そうですね。

【平野委員】 たまたま今、樹林地の話をしつこくしちゃいましたけれども、この4色目が必要という理由はそこなので。

【天野委員長】 いわゆるこの表でいうと、面積が大きいガードレールでいうと、市街地・地郊外部で比較的大きい防護柵はグレーベージュというけれども、ここはそうじゃないほうがいいんじゃないのということですね。

【平野委員】 はい。

【天野委員長】 そこにちゃんと入れられるようにするということですね。はい、それは重々承知しているつもりなので、その線でさせていただきます。ちょっと1動かすことが、そんなにここでは判断しかねるので、基本的には現状のまま。場合によっては、明度を1、下げる可能性もあるということでございます。

ほかに、特にございますか。どうぞ。

【福多委員】 手短に。36ページですけれども、1行目ですが、光温度、これは色温度だと思んですが、参考の用語の説明のところに色温度で光源の色をあらわすというふうに書いてありますので、これは色温度に変更していただきたいのと。

あと、73ページに、デザイン調整のところ、照明柱とか街路柱、先ほど池邊先生もおっしゃっていたような内容を入れていただいたのですが、2ページのところに、最初に4ぼつ目で、占有者との協議等により調整を図ることが基本となるがというところに、照明柱、商店街の街路灯等の調整が必要じゃないかという意見を出させていただいているんですが。通常の道路照明と歩道照明が親子でついていながらもかかわらず、また商店街の街路灯がすごく近接して設置されているような場合がございますので、そういう将来的な調

整もあるかとは思いますが、ちょっと配慮するというところを入れていただきたいなというのがあります。

もう一点、歩道灯に対してなんですが、ちょっと最初にお話しすべきだったかもしれないのですが、公開空地で再開発をしたときに、公共の道路の部分と、あと民間の公開空地で歩道の幅員が非常に広く——実際には舗装が変わっていて、ここから民間だというところがございまして。ただ、エリア的には非常に広い空間で、歩行者が使える場所というのがあります。照明に関して言いますと、歩道照明というのは公共のエリア内しか計算していないんです。

本来であれば、民間のほうからも漏れてくる光というのが両方あって、両方の照明を調和させれば、例えばポールの支柱などももっと減らせますし、より、全体としての景観が向上できるんじゃないかなと思うんですけども。多分、民間は民間、公共は公共で歩行空間の計算をしているがために、煩雑になってしまっている空間というのがあるような気がします。ですので、公開空地と歩道が接するところでの考え方というのを少し入れていただくと、配慮事項として設計者が確認できるのではないかなと思いましたが、済みません、ちょっとご検討いただくと助かります。

【沿道環境専門官】 それは観点として非常に重要なご指摘だと思いますけれども、ただ、民間はそこに必ずずっとあるという保証されていないというところが、公共側としては難しいところかなというふうには思います。観点としては重要なご指摘、視点だと思いますので、ちょっと表現を考えながら検討させていただきます。

【天野委員長】 よろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしゅうございますかね。それでは、これも同じで、この附属物ガイドラインも、同じように、ものすごく細かい点も含めまして、1週間程度でご意見があったら出してください。対応はしますが。

後日でも、何かご質問があれば、どうぞ。

【佐々木委員】 よろしいですか。この資料5はどのような書き方のほうが、お使いになる行政の方が読みやすいのかということがあるのかもしれないんですが、まず、全体的に非常に美しくないというか。それが1つと。

少し細かい文言の表現とかになるのですが、例えば1の最初のところは、道路分野において景観検討を進めるに当たっての指針。だから、景観検討を進めない場合は関係ないのねと。つまり、景観検討は内部目的化されているはずなので、例えば道路分野における景

観検討を進めるための指針となるのか、そういったちょっとした表現が、やはり全ての道路事業とかを考えると参考にしてほしいというスタンスをもう少し伝えられるような表現にしていればなと思います。

それから、この図1とか、図2とかが、これ非常に絶対重要なのかということと、先ほど言ったように、既存のものにちょっと手を加えている、両方のせいで、非常にごちゃごちゃとしていてわかりづらいと。図3は、今回オリジナルでつくっていただいたんですかね。ちょっと一貫した書き方にしていだけないだろうかということがあります。

それから、3ページ目においては、まさに先ほど申し上げたように、全ての道路事業において活用されることが望ましいというのが一番最後に来ていますけれども、道路デザイン及びガイドラインは、全ての道路事業において、その構想段階からとかという書き方もあるんじゃないかということです。

それから、その実際の中身の道路デザインー道路デザイン指針及びその解説、網羅しているから適切な箇所を参照する。ちょっとあまりに突き放していないかということ。それから、この下の図ですね。これは、この委員会がどうしますかというようなときに、最初のころにぼんと出された、特に下のほうの四角の部分。第三者が見て意味があるんだろうかと。

むしろ、一番横の計画・構想の順番の中で、全体の道路のデザインをカバーしていて、防護柵のガイドラインはこうですよと、これだけで例えば十分なんじゃないかと。箱の中の図の水色の矢印はこっちへ来ていて、下のピンクの矢印は両矢印になっていて、この意味は何だとかって、私には到底理解はできません。

それから、その次の4ページと5ページのものは、位置づけとしては同じなはずですから、であるならば書式はやはり統一していただきたい。4ページ目は一般的な場合で、5ページの場合は再配分の場合ですから、書き方は統一する必要があると思います。

それから、6ページのところに、直轄の場合は原則、全部使いなさいという、これ非常に重要なことなので、これは2より前に来るべきじゃないですか。活用方法例よりも前に、この3というところは来るべきじゃないかなというように思ったりしますので、これに関して、できればもうちょっと検討していただきたいなと思っております。

【天野委員長】 よろしゅうございますか。多分表現と、表現を合わせるというのと、わかりづらいところは直すというご指摘だと思いますので。

【平野委員】 デザインと書いてある資料のデザインがひどいのが、やっぱり甚だしい

ので、そこはぜひ何とかしてください。

【天野委員長】 その辺は改善させていただきます。

それでは、よろしゅうございますかね。

ほかにございますでしょうか。

【平野委員】 今後の話は、次にあるんですね。

【天野委員長】 今後の話、これからです。よろしゅうございますか。

では、続きまして、最後です。議事でいうと、今後の進め方ということがありますので、事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局】 資料6を使って説明をさせていただきます。本日、第3回検討委員会、6月28日開催でございます。この後でございますが、本日のご意見をいただいたものの修正も踏まえましてですが、ガイドラインにつきましては、パブリックコメントにかけていくということを予定しております。

その後でございますが、道路デザイン指針の改定、その解説の改定、それからガイドラインの策定ということで、先ほど申しました箱書きの中につきましては、このタイミングで通知を出す。それ以外のものにつきましては、ホームページ等に掲載するとともに、また連絡等を各機関に送付するというのをこのタイミングでやっていきたいというふうに思っております。

その上でございますが、出して終わりというわけではございませんので、先ほど、講習の話などもございましたが、周知や普及に向けた継続的な取り組みということで、研修等々でこういうものを周知していくということが大事かと思っております。

また、2枚目につけておりますが、現在、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会で、今後の道路政策全体につきまして議論されている最中でございますが、その建議というものを今まとめようとしております。その中でも、道路施策の具体的提案という項目で、無電柱化の推進のところで、無電柱化等とあわせ、道路空間全体の景観を向上させる取り組みを促進すべきであるということでありまして、もしくは、道路空間の利活用の項目で、快適な道路空間の確保、良好な景観形成等の観点から、道路附属物等の配置（集約化・撤去等）、形状、色彩等への配慮によるスマートな道路空間の形成を促進すべきであると。こういうご議論をまさにいただいているところですので、この動きとあわせながら、今申したような今後の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【天野委員長】 では、この今後の進め方について、ご質問、ご意見等を。

【平野委員】 これ、出版はなさるんですか。今の話、ウェブに掲載するみたいなことをおっしゃいましたけれども、本は出されない？

【天野委員長】 本は出します。

【平野委員】 本を出されるとすると、これ、装丁のデザインというのはどうするんですか。先ほど申し上げたように、デザインを標榜する本の装丁のデザインがひどいというわけにはいかないんですが。

【沿道環境専門官】 まず、ここの内容を固めることに専念させていただいて、出版の話はまたその後の話かなというふうに思っております。

【天野委員長】 出版社で、出版したら装丁デザインは考えます。

【佐々木委員】 後学のために。ガイドライン（案）は全く新しいものだから、パブリックコメントが必要で、このデザインのほうは、改定だからパブリックコメントは要らないと、そういう理解でよろしいですか。

【沿道環境専門官】 そうです。

【佐々木委員】 それで、もう一度、道路デザイン指針（案）の改定というのは、これは箱書きの部分の改定ということですか。

【沿道環境専門官】 そうです。

【佐々木委員】 箱書きもまだ永遠に（案）がついたままなんですか。

【沿道環境専門官】 そうですね。

【森山委員】 また改定に入るかもしれない。

【天野委員長】 ほかにございますでしょうか。

【真田委員】 景観に配慮した道路附属物等ガイドラインという名前は、もう決定なんですか。それは、さっき佐々木先生がおっしゃったように、やっぱり景観に配慮していない附属物という、何か景観に配慮したものをつくりたいというときに使うものみたいなイメージがちょっとあるのが気にはなってはいるんですが。

【天野委員長】 一応決定のつもりなんですが。多分、道路附属物等の整備ガイドラインには、ちょっとできないと思うんです。

【真田委員】 ちょっと整備だと、大き過ぎる。

【天野委員長】 つまり、防護柵は防護柵のガイドラインもあるので、あくまで防護柵のガイドラインに沿いながら、それを景観的に考える場合はこうしましょうねというガイ

ドラインなので。何もつけない、道路附属物のガイドラインと言われると、全ての構造物の上を行って書くのかと……。

【真田委員】 いえ、そういう意味ではないんですけれども。例えば道路附属物等の景観にかかわるガイドラインというか、最初に道路附属物を限定してしまっているのは、ちよっと名前として気になるなというか。

【平野委員】 この裏にあまたある景観に配慮しない道路附属物を全部認めている感じに見えちゃうので。

【真田委員】 そうですね。

【平野委員】 そうじゃなくて、道路附属物等の景観ガイドラインとか、そういう書き方になっていると、全ての道路附属物の景観に関するガイドラインですよということになりませんかということだね。

【真田委員】 そうです。

【森山委員】 正確に言ったほうがわかりやすいかと。従前のも、景観に配慮した防護柵などの整備ガイドラインなんですね。だから、気持ちは、防護柵をつくる上で景観にどう配慮すべきかに関するガイドラインなんですね、現実には。

【天野委員長】 早い話が、景観に配慮したっていう形容部が防護柵にかかっているのか、整備ガイドラインにかかっているかという、こういう問題だね。

【平野委員】 そうそう、それがわかりにくくなっているから、ちゃんとひっくり返しましょうということです。僕、賛成ですけれども、難しいですか。

【天野委員長】 考えさせてください。

【森山委員】 正確に、わかりやすいとか、通称で使えるかは別なので。ここは、こういう形でお願いしたいと思っていますけれども。

【天野委員長】 多分、新しいというものはこれをにらんでいるので、ここで変えるのがいいかどうかは極めて微妙なので、基本的にはこの形で行かせてもらったほうが素直ですね。

【森山委員】 親和性があるというか、これの改定版だという感じなので、現場もわかりやすいと思うんです。

【天野委員長】 多分今までも、実はこちらのほうについては、どこまで全部参照されているかは別として、3色を使いましょうねと。役割分担をこういうのをやったら、それなりに浸透はしているので、タイトルをあまりにも変えちゃうと、また別なものが出たの

かと。

【森山委員】 デザインをつくる会社の人も、これに準拠して表示板をつくっていますとか、デリニエーターをつくっていますとなっているんです。だから、そういうことを考えれば、あまり大きく変えないほうがいいんでしょうね。

【天野委員長】 多分、名前を、そこを変えちゃうと、これがあって、もう一つ別のものがあるという判断になっちゃうので。それは、第1回目のときにこれをつけた委員長が悪いんだろうということ、そのとおりですが。

【佐々木委員】 時代が変わって。

【天野委員長】 時代が変わってきたときに、次、改定するときに変えてください。よろしゅうございましょうか。

それでは、これで意見をいただきましたので、終了させていただきたいと思います。先ほどから繰り返して言いますように、全ての部分についてご意見をいただきまして、基本的には対応できるところは対応すると。対応しかねるところは対応しかねる部分もあるかと思いますが、私と事務局のほうに預けていただきたいと思います。

もう一つ、1週間制度、今日は28日ですので。

【沿道環境専門官】 5日の水曜日。

【天野委員長】 5日の水曜日、土日を挟んで5日の水曜日までに、その他のご意見をいただきましたら、それをもらって、修正のほうは私にお任せいただいて、この後、先ほどご説明のあった今後の進め方に従って、パブリックコメントから指針の確定、ガイドラインの確定、それが終わった後で、出版に当たっては、出版日が決定しましたら、装丁デザイン等まで進めていきたいと思っています。

装丁デザインするときには、場合によってはどなたかに相談することもあるかもしれませんが、そのときはぜひ嫌がらずに相談に乗ってやってください。

ということで、20分ほど延ばしてしまいましたが、一応議事、これで以上、済みましたので、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【沿道環境専門官】 長時間にわたり、充実したご議論、まことにありがとうございます。また、先ほど委員長からお話がありましたけれども、追加的意見ですとか、特に指針のときにお話がありました事例写真等についてのご指摘も含めまして、前者のほうは特に7月5日、来週の水曜日までに事務局までご提出いただきますようお願い申し上げます。

今回の委員会は、改定に当たっての道路デザイン委員会、こちらの最終回となりますの

で、改めまして、天野委員長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

【天野委員長】 では、ご挨拶させていただきます。準備会を含めて4回ですか、3回、活発なご議論をいただきましてありがとうございます。考えてみれば、4月から始まって、今はまだ6月ですので、2カ月半、よく何とかここまで来たなという感想でございます。

そういう意味では、指針もアップ・トゥー・デートできましたし、名称の問題はありますが、防護柵だけの景観のガイドラインが、防護柵を超えて、量としてはそれほど多くないかもしれませんが、照明柱から標識柱、歩道橋、その他の附属物、占有物件に対することまで、ガイドラインとして一応まとめることができました。活発なご議論をありがとうございました。

私の実感で言うと、結構高邁な道路のデザイン、一応仕様書に書かれているので参考にさせていただいているところがあると思いますが、防護柵についてはいろいろな部分がありますが、いろいろところで相当道路計画に影響を与えてきたんだろうと思っています。これが防護柵を超えて、附属物までいろいろなことで、最高のを目指すという観点ではいろいろございますが、悪くはないぞという程度の道路の景観の質を十分保障できるためのガイドラインにはなり得ているのかなと。

最高のものを目指すのであれば、この委員会にご参画の先生方が個別案件で入っていたいて、個別の特別事例として設計していただければできると思うんですが、そうでない場合には非常に有効なガイドラインとなると信じております。そのためには、最後、説明いただいた使い方も、ある意味、実効性をどう担保、保障していくのかというようなのも極めて重要なので、一般に普及していくということもとても大事だと思っています。

それについては、引き続いて事務局に十分お考えいただきたいと思います。何はともあれ、実はこの第1回目のときも5カ月とか半年でまとめたんですが、今回、2冊合わせて2カ月半という、事務局及び作業班の方には大変短い時間で無理くり作業をしていただきました。ご苦労に対して、この場をかりて感謝いたします。

まあ、そこそこいいものができたなど、合格点はとれるのではないかなと思うので、お許しいただきたいと思います。

どうも皆さん、活発なご議論ありがとうございました。(拍手)

【沿道環境専門官】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、道路局環境安全課長の森山から最後、ご挨拶させていただきます。

【森山委員】　　今回も大変熱心な議論、ありがとうございました。この会も準備会を入れれば4回ということで、その都度、盛り上がると思いますか。景観というのが、共通項はあるんですけども、ある意味、個人の関心というのものもあるという中で、共通項を今回まとめてもらうということで、ほんとうにお世話になりました。

道路というのは広うございますので、例えば先生方に前につくってもらった「道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説」だとか、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」についても、かなり景観にもいい影響を与えておりますので、これが今回のご努力を踏まえて、今度は防護柵以外にも、歩道橋とか、照明柱とか、だんだんと変わってくるというふうになろうと思います。今日のご意見をいただきながら、またパブリックコメントをして、それからしっかり世の中に出していくと。あとは、しっかり実行のほうも担保していこうと思っております。

まだ仕上げが残ってございますけれども、この後は、委員長と、それから事務局でいろいろまた一頑張りしながらまとめていこうと思います。ひとまず御礼を申し上げながら、必ずこの努力がいい景観につながるということをお約束を申し上げまして、お礼といたします。どうもありがとうございました。

【沿道環境専門官】　　それでは、最後、事務的なご連絡ですけれども、いつも申し上げます、本日の内容につきましては、後日、議事録（案）を送付させていただいて、ご確認していただいた後、ホームページに掲載という形で公表させていただきたいというように考えておりますので、またその節はよろしく願いいたします。

また、会議資料でございますけれども、机の上に置いておいていただければ、追って郵送させていただきます。

それででは、ちょっと時間超過しましたけれども、以上をもちまして閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。

— 了 —